31港総総第2574号 令和2年1月30日

港区議会みなと政策会議

七	戸	じゅん	様
阿	部	浩 子	様
なな	いまえ	由紀	様
杉	浦	のりお	様
清	家	あい	様
横	尾	俊 成	様
兵	藤	ゆうこ	様
山野井		つよし	様
榎	本	あゆみ	様
石	渡	ゆきこ	様

港区長 武 井 雅 昭

令和2年度予算編成に対する提案書について(回答)

令和元年10月7日付け令和2年度予算編成に対する提案書に ついて、別紙のとおり回答します。

1、歳入

1)基金の柔軟かつ積極的な活用を

平成30年度の基金残高は、197億円の積み立てと、83億円の取り崩しを行った結果、前年度比114億円増の1604億円となり、過去最高額を更新しています。

30年度の基金の内訳は、最も多いものは震災復興基金660億4811万円、次に財政調整基金の477億5344万円、次いで教育施設整備基金152億7996万円となっています。

30年度の普通会計決算が1472億1300万円です。今後、学校の建て替え計画が続くことから、教育施設整備基金の不足が見込まれ、こちらの基金の積み立ても喫緊の課題となっています。また、日本銀行が金融緩和政策をとる中、銀行預金の利子は非常に低い状況ですが、基金の運用は、特定目的基金の場合、銀行預金に預けることになり、有用な資金運用の方法とは言い難いものです。

震災復興基金の積立てが、区財政の圧迫や区民サービスの低下にならないよう配慮してください。柔軟かつ積極的な基金活用を求めます。

震災復興基金は、発生が見込まれる首都直下地震の発生後、早期の区民生活の再建と地域の実情に即した区民主体の復旧・復興を区主導で迅速に進めるために積み立てており、財政計画において、基金の積立てを実施しながら区民サービスに影響を及ぼさないよう、人口増加に伴う喫緊の課題等にも対応した計画としております。

今後も、特別区民税の収納率向上などの歳入の確保や、人件費など経常的経費の節減に努め、港区ならではの質の高い行政サービスを安定的に提供していくための、盤石な財政基盤を堅持してまいります。

2、総務費

1)「港区ビジョン構想委員会」の設立を

50 年先、100 年先を見据えた、まちの大きなプランを、住民のみならず、企業や NPO、大学関係者、各種の専門家など区に関わるさまざまなステークホルダーと一緒に考え、つくっていく組織、いわば「港区ビジョン構想委員会」をつくるべきです。

区は、平成27年度に策定した港区まち・ひと・しごと総合戦略の中でも、2060年までの人口動向を推計し、中長期的な視点から施策の方向性や具体的な取組をお示しいたしました。

区政運営に当たっては、日々変化する社会状況や現在の地域課題に的確に対応するとともに、長期的な視点から区の将来を見据えた取組を推進することは重要なことだと考えております。

ご提案の「港区ビジョン構想委員会」の設置は予定しておりませんが、引き続き、積極的に情報収集に努め、将来を見据えた区政運営に取り組んでまいります。

2) 小さな声も届くまちづくりを

LGBTQ や障がいのある方々、貧困家庭や若者など、これまで区政に声が届きにくかった方々の声を積極的に拾うための仕組みを、整えていくべきです。 年に一度、様々な分野の当事者を分野ごとに集めて、区のあらゆる施策を、それぞれに総点検してもらう機会をつくってほしいです。

区は、政策の達成状況を評価する港区政策評価の実施に当たり、区民や学識 経験者を評価委員とするなど、様々な方に積極的に区政運営に参加していただ いております。

また、日頃から広く区政に関する意見や提案をいただくため、パブリックコメントなど広聴制度を充実するとともに、公園整備におけるワークショップなどでも、様々な区民の方が参画できる工夫をしながら取り組んでおります。

今後も、多様な区民意見や提案を聞く機会を充実させるとともに、職員が積極的にまちに出ることで、より多くの区民の意見を区政運営に反映してまいります。

3)特区をはじめとした新しい制度の活用を

都市の魅力を高めるために、「世界で一番あたらしくて住みやすい街」をつくるために、港区が主導し、東京都や国に働きかけて特区を申請していくべき分野や、新しい制度を活用して区が独自に進めることができる分野は、たくさん考えられます。

「ウォーカブル推進都市」、「スーパーシティ構想」等、魅力ある街づくりの ための、特区をはじめとした新しい制度を積極的に活用するべきです。

区は、国家戦略特区に認定された新虎通りのエリアマネジメントでは、事業 者を都市再生推進法人に指定することで、全国自治体のアンテナショップなど、 道路上をにぎわいの場として活用することを可能としました。

また、全国で初となる歩道上の配電地上機器を活用したデジタルサイネージによる区政情報の発信や、AIを活用したホームページ翻訳など、様々な実証実験を行っております。

今後も、国や東京都の制度を様々な分野で活用できるよう情報収集するとと もに、既存の制度によらない区独自の先駆的な取組を積極的に進めてまいりま す。

4)「港区版ふるさと納税」の改善を

「港区版ふるさと納税制度」では、区の特定の政策に共感して寄付をしてくださった方々に対し、港区として、頂いた寄付金がどのように使われたかを示す必要があると思うのですが、実際には、寄付金は特定の基金に積まれるわけでもなく、一般財源の中に入ってしまい、見えないものになっています。港区版ふるさと納税については、区の進めていきたい方向性を示していく政策 PR の場としても、もっと人々の関心を巻き込んでいく場としても改善できる点がたくさんあると思います。港区の子どもたちに世界へ留学するチャンスを与える「寄付」の項目を作っていただきたいです。

区民生活の向上のために区が実施する事業は、区の責任において必要な財源を確保し、実施すべきであると考えています。港区版ふるさと納税制度は、そうした事業の中でも、区が持つ貴重な資源を活用し、寄付による成果を実感できる事業や、寄付により事業を推進することで区を誇りに思える事業について寄付を募ることにより、区民の区政への参画を促し、より効果的に事業の目的達成を図るものです。

寄付の充当事業につきましては、寄付充当事業の選定の考え方を踏まえ、制度の充実を図る中で寄付を考えている方のニーズも参考にし、検討してまいります。

5) 運河、海の水質改善を

トライアスロンが実施されるにあたり1年前イベントを開催しましたが、水質の基準値を上回る値が出たことで、スイムが中止となりました。東京2020大会だけに限らず、港区は運河と海が生活に直結をしていることからも、区は責任を持って水質改善に当たるべきです。水中スクリーンを運河で実証実験するなど新たな実効性のある水質改善のために予算を求めます。

区は、東京都に対し、特別区長会等を通じて、雨水貯留施設や水再生センターにおける高度処理施設等の整備、河川の浚渫工事の促進など、都市河川等の水質改善への取組を促進すること、また、雨天時の下水の越流水を抑制するための施設建設を促進することについて要望してまいりましたが、令和元年7月に改めて要望いたしました。

東京都は、東京 2020 大会の開催に向け、これまでの取組に加え、お台場周辺 海域における水面や砂浜の清掃の強化等、更なる水質改善の対策を検討してお ります。区は現在、お台場プラージュの開催や定期的な水質調査、環境学習な ど、お台場の海や運河の水質改善に向けた効果的な手法を検討しております。

区は今後も、「泳げる海、お台場」の実現と芝浦運河の水質改善を目指し、 区が情報収集した水質改善の技術や取組等を東京都に情報提供するなど、東京 都の取組と連携協力を図るとともに、水質調査の時期や回数を含め、運河の水 質改善に向けた効果的な手法を検討し、運河の水質改善を目指してまいります。

6) 快適に暮らせる避難所を

災害関連死を減らし、快適に暮らせる避難所を整備するために、「スフィア基準」を避難所の基本として指導するべきです。

区は、これまで、避難者のプライバシー確保のための間仕切りパネルや女性の授乳・更衣室用の専用テントの配備、高齢者・障害者に配慮した備蓄食料の選定、車いすの方が利用できるマンホールトイレの整備など、多様な視点で避難所の機能強化に努めてまいりました。

今年度は、酷暑対策としての扇風機や冷風機の配備、協定に基づく段ボールベッドの調達、乳児のための液体ミルクの備蓄などに取り組んでおります。

今後も、スフィア基準を参考としながら、避難者が安全で安心して生活を送れるよう、一層の環境改善に取り組んでまいります。

7) 宿泊型の避難所運営訓練を

現在港区では、避難所運営訓練が避難所ごとに行われていますが、図上訓練等、簡単なシミュレーションにとどまっています。災害時に港区で混乱が発生し、災害関連死の方を少しでも減らすためにも、区でも宿泊型の訓練を行うべきです。

宿泊型訓練は、避難所での生活を自身が体験できる実践的な訓練であり、これまでに笄小地区防災協議会、御田小地区防災協議会、白金小地域防災会、港南防災ネットワークなどの地域防災協議会で実施されております。

また、他の地域防災協議会においても、避難所における炊き出し訓練や、トイレ組立訓練、間仕切りパネルの設置訓練など、避難所開設後の状況を想定した訓練を行っています。

こうした訓練の実施に当たっては、各地区総合支所が企画段階から支援を行い、協議会の活動をサポートしております。

今後、先進的な取組事例を各協議会に情報提供するなど、避難所での生活を 想定したより実践的な訓練の実施を働きかけ、支援を強化してまいります。

8) 消防団の訓練場所の確保を

今後、開発等が行われる場合には、ぜひ消防団の意見を聞き、計画の中に予め訓練場所の確保を入れていただきたいです。開発の際には、例えば訓練場所の確保を地域のまちづくりに貢献する要件の一つに入れて誘導すること、また、公共施設の建設の際には、訓練できる場所や夜間照明の設置をあらかじめ設計に織り込んで欲しいと思います。

消防団の活動は、地域の防災力を向上させ、区民の安全を確保するために欠くことのできないものです。

消防団の訓練場所の確保は、東京消防庁が担っておりますが、区は、区立芝公園、区立港南緑水公園、みなとパーク芝浦に訓練場所を確保するとともに、 区道を利用するなど、積極的に訓練場所の確保に努めております。 また、三田三・四丁目地区の再開発においても、開発事業者に対し、関係部署と連携しながら、訓練場所の確保の協力を求めてきました。

今後も、消防団が活発に活動できるよう東京消防庁とも連携しながら、積極 的に訓練場所の確保に努めてまいります。

9) ボランティア保険保険料負担制度の厳格化を

大きな災害が発生した際に、被災地をボランティア支援する区民を応援する制度として社協のボランティア保険を区民が無料で入れるようになっています。それ自体はありがたい制度なのですが、社協の窓口で名前、住所、電話番号を書くだけで、証明書の提示が必要なく、代理人申請も OK で、また本当に区民かどうかの確認もなく、本当にボランティアに行くのかの確認もなく、無料で最大1400円の保険に入れます。制度の趣旨はいいのですが、税金を使う制度としてはあまりにもチェックが甘いのではないでしょうか。また今の制度では代理の人による申請も可能なものの、社協の窓口に平日行ける人でなければ申し込みできず、平日仕事をしている方の利便性を考えるなら、オンライン申し込みできる全国社協のボランティア保険も助成対象にするべきです。制度の厳格化と利便性の向上をお願いします。

区は、港区大規模災害被災地の支援等に関する条例に基づき、ボランティア 保険の保険料を負担することにより被災地でボランティア活動を行う区民、在 勤者、在学者を支援しております。

保険加入の手続につきましては、区民等の利便性に配慮した取扱いを行っておりますが、ご提案のWebによる保険は、本人のクレジットカードによる支払いとなり、保険料の補助を受けるためには、別途手続が必要なことからも、対象としておりません。

また、保険加入時には申込票以外の書類を必要としないため、港区社会福祉 協議会の窓口で住所等を確認することは困難ですが、制度の厳格化については、 検討してまいります。

今後も、港区社会福祉協議会と連携し、区民などの皆さんが、被災地での支援活動がしやすい環境整備に努めてまいります。

10) ブラックアウト対策の充実を

災害応急対策の拠点となる本庁舎や各地区総合支所では、必要な電力を 72 時間以上供給することができる非常用電源装置を備えているとのことですが、少しでも長時間対応が可能となるよう非常用電源装置の分散備蓄と民間でも備蓄が進むよう対策をお願いします。

区は、避難所となる全ての施設に小型発電機を配備しており、今年度は、酷暑対策のための冷風機及び扇風機の配備に合わせて、発電機を追加配備し、必要な電源を確保したほか、スマートフォンの充電のための充電器も配備いたします。

また、区民に向けては、高層住宅における共助の取組として、非常用電源の 確保を働きかけており、防災組織に対する資器材助成制度においては、小型発 電機やマグネシウム空気電池を助成品目に加えております。

引き続き、区施設の電源確保とともに、家庭における停電対策の啓発や防災 組織に対する電源確保の支援に取り組んでまいります。

11)防災士の活用を

1000人を目指し資格取得を支援しており、現在800人近くの防災士が 区内にいます。一人当たり6万円近くのコストがかかっており、それだけの経 費をかけるからには取得後の活躍とセットで行うべきです。防災士の活用につ いて明確な方策を早急に示してください。

区の支援制度を利用して、防災士の資格を取得された皆さんには、防災住民 組織や地域防災協議会での活動のほか、地域における自助の防災対策の推進や 共助体制の構築に取り組むなど、重要な役割を担っていただいております。

今後は、防災士有資格者に対するアンケート調査を実施し、活動状況の実情を的確に把握した上で、資格を活かした活動の場の提供や、地域防災協議会との交流の機会を設けるとともに、地域の防災活動への積極的な参加を促し、さらなる防災士の活躍に向けて、支援を強化してまいります。

12)公立小中学校、保育施設などに PHEV 車の配備を

災害時に役立つ PHEV 車を区内の公立小中学校や保育施設に配備すべきです。 車両搭載の駆動用バッテリーは、携帯電話や PC に給電が可能です。 また、区立保育園や学童関連施設に PHEV 車があれば、停電時にも電子ポットが使えるため、ミルクや温かい食事が提供可能となり、子供達のストレスや不安が軽減できると思われます。被災地支援でも、物資や人の運搬に使え、また電源車としても使えます。

PHEV 車等の電気自動車の災害時における配備につきましては、令和2年1月21日に三菱自動車工業株式会社及び港三菱自動車販売株式会社と災害時に電動車両等を優先的に区に貸与する内容の協定を締結し、災害時に電動自動車を確保できるよう取り組んでおります。

配備場所については、現在のところ区民避難所を想定しておりますが、電力 確保が必要となる施設への配備について、今後検討してまいります。

13) 高齢者世帯へ感電ブレーカーの配布を

通電火災対策として、高齢者世帯への感電ブレーカーの配布、ないし購入費 用助成をすべきです。

区では、防災用品あっせん事業により、区民及び区内事業者を対象に、防災 用品を割引価格であっせんしており、感震ブレーカーについては、平成 29 年度 から品目の充実を図り、3 種類から選択できるようになっております。

引き続き、感震ブレーカーを含む防災用品あっせん事業の拡充に努め、各家庭の家族構成や居住環境に応じた防災対策を支援してまいります。

14) 防犯カメラ設置への支援拡充を

区では地域団体の行う防犯カメラの設置と維持管理に助成をしてくれています。今後東京都からの助成も加わり、助成額の向上が見込まれています。しかし繁華街も多く来街者の多い港区では、警察から度々犯罪捜査にカメラ映像が活用されるなど、防犯カメラは設置者に限定したメリットよりも公益的側面が大きく、助成額の拡充や申請から設置までの期間の短縮など、費用と利便性において支援の充実をお願いします。

区は、来年度から、東京都の補助制度を活用し、町会等の地域団体による防犯カメラ設置費用に対する補助率を 3/4 から 5/6 へ、また補助上限額を 1,500万円から 1,700万円に引き上げ、地域団体の負担軽減を図ってまいります。

さらなる補助の拡充については、地域団体による制度の利用実態等を踏まえ、 検討してまいります。

また、申請からカメラ設置までの期間短縮については、東京都と協議をして まいります。

引き続き、地域団体の皆さんが、より利用しやすい制度となるよう努めてまいります。

15) 犯罪被害者支援制度の充実を

精神的、社会的、経済的に傷ついた犯罪被害者が、再び社会生活を送っていくために必要なサービスは、市区町村にあり、そうした被害者を支援につなげるための「総合窓口」が必要です。犯罪被害者が民事訴訟等を通じて迅速かつ確実に損害の賠償をうけられるための被害回復の支援や賠償金支払いが滞った場合の立て替え給付金の支援など、様々な面できめ細かくサポートできる体制をきちんと整備するべきです。必要なサービスを自治体が提供しないことは、重大な二次被害となりえます。区の体制を見直して欲しいです。すべての区民が誰でも被害者になりうるので、必要な時に必要な支援がえられる安心感は生活していく上で欠かせない公的インフラです。

区は、犯罪の被害に遭われた方やそのご家族、ご遺族を支援するため、人権・ 男女平等参画担当が総合相談窓口を担い、警察や被害者支援都民センター等と 連携して対応しております。

支援の必要な方が、区の相談窓口に足を運びやすくなるよう、相談窓口のサインの表示、情報誌等への記事掲載、区ホームページなどで周知を行うとともに、区ホームページから関係機関のホームページにリンクを貼り、より詳細な情報を提供するなど、引き続き、関係部署・関係機関との連携に努めてまいります。

16)消費者相談体制の拡充を

急増する消費者相談(特に高齢者の特殊詐欺被害など)に対応するべく、消

費者相談体制をさらに充実すべきです。(相談員の増員、現状の8名から)

消費者センターで実施している消費生活相談の年間相談件数は、平成28年度は2,275件、平成29年度は2,433件、平成30年度は2,691件と年々増加しています。また、相談内容も複雑化・多様化しており、解決までに時間を要する案件も増えています。

区では、こうした状況を踏まえ、区民からの消費生活相談に、より適切に対応ができるよう、平成30年度には消費生活相談員の1日の勤務時間を1時間延長するとともに、必要な人員体制の整備を行ってまいりました。

今後も、区民が安全で安心できる消費生活を送ることができるように、状況 に応じて必要な体制を検討するなど、消費生活相談体制の充実に努めてまいり ます。

17)ホームページの利便性向上を

現在、委託事業者のプロポーザル選考結果の HP 上の掲載は一年間だけとなっています。一方、指定管理者の選定結果は指定管理期間終了まで掲載されています。委託事業者に関しても委託終了まで掲載していただくようお願いします。

検索に関しては、一字一句同じでなくとも検索結果が表示されるようにして ほしいです。

区は、受注者をプロポーザルで選考する場合、「港区プロポーザル方式実施 ガイドライン」に基づき選考することとしています。

選考結果の区ホームページへの掲載につきましては、契約締結日から1年間 としておりますが、長期継続契約の場合の取扱いについて、調査研究してまい ります。

検索につきましては、検索ワードの表記のゆれに対して、最適と判断した語句による検索結果を表示する機能の充実や、以下の機能の追加を検討してまいります。

・もしかして検索機能:誤入力・誤変換による検索に対して、正しいと思われる語句の候補を検索結果に表示する機能

・サジェスト機能:検索窓へ入力した語句に引き続く、関連が深い語句を予測 して提案する機能

18) ワンストップ窓口の推進を

離婚届や死亡届などについては特に、ワンストップで全ての手続きが済むよう、一層の窓口手続きの効率化を進めてください。

各地区総合支所の窓口では、転入、転出等の住所異動手続や婚姻届、出生届等の戸籍の届出をされた際に、子ども、高齢者、障害者など、一人ひとりの暮らしに合わせたサービスについて、窓口で状況を伺いながら複数の手続や申請をご案内しております。

離婚届につきましては、子どもの養育費や財産分与の相談先に関するちらし を窓口で用意し、その後に必要となる手続をご案内しております。

また、死亡届につきましては、必要な手続が多岐にわたるため、どのような 手続が必要かを確認できる冊子「ご遺族の方へ」を用意し、その後の手続をご 案内しております。

今後も、他自治体の取組事例等を参考にしながら、課題の抽出を含めて検討 し、総合支所の窓口が身近な区民サービスの拠点となるようワンストップサー ビスを推進することで、区民等の利便性の向上に取り組んでまいります。

19)シティハイツ竹芝エレベーター事故の再発防止策に向けたさらなる取組を

遺族は、この事故の「エレベーター戸開走行事故の原因」について追及中で、 シンドラーエレベーター事故機の構造上の特性を指摘し、戸開走行保護装置(二 重ブレーキ)義務化をする事と、建築確認申請時に保守点検マニュアルの添付 の義務化するように国に意見書を提出した、との事です。港区はその前から、 既存エレベーターへの戸開走行保護装置の設置支援として助成制度を設ける等、 早急に対応しています。

今後、ご遺族と連携を取りながら事故の再発防止に向けた更なる対策をお願い致します。

区は、昨年度、エレベーター事故が発生した6月3日を「港区安全の日」とすることとし、ご遺族とその支援者からなる「赤とんぼの会」と、エレベーター事故の風化防止を目的とした集会を共催したほか、ご遺族を講師にお招きした新任職員研修を行うなど、ご遺族と連携して施設の安全確保に向けた取組を進めてまいりました。

今年度は、新たに、エレベーター事故の概要や区の安全への取組の周知を目的としたパネル展の開催や、戸開走行事故の仕組み等を解説したリーフレットの配布など、ご遺族と意見交換をしながら事故の風化防止に取り組んでおります。

さらに 11 月には、エレベーターだけでなく、広く身のまわりの安全について 区民が考える機会とするため、区民向けセミナーを開催しました。

引き続き、エレベーター事故の風化防止とともに、広く施設の安全確保に向け、ご遺族としっかりと連携して、取り組んでまいります。

20)「港区立伝統文化交流館」に地域住民の要望の反映を

現時点では詳細は検討中だと思いますが、町会はじめ地域の皆さんも来年 4 月の開館を心待ちにしている施設です。飲食などの提供の中で「うどん」など の地域で親しまれている食品等の提供要望が出ているようですので、地域の 方々の要望を取り入れながら進めて頂くよう宜しくお願い致します。

港区立伝統文化交流館では、区内の店舗と連携した和菓子や軽食、コーヒーなどの飲み物の提供を予定しております。

一方、伝統文化交流館は、区の指定有形文化財であるため、火気厳禁として おり、厨房については火を用いて油で揚げることが出来ないなどの条件がある ほか、飲食提供をする広さの面での制約もあります。

こうした制限がある中での「うどん」などの提供方法について、地域の方々からのご要望に最大限応えられるよう、引き続き検討を進めてまいります。

21) 式典で AI を活用し音声をテキストし投影する仕組みの導入を

港区では式典などの際に手話通訳を行っていますが、区が支所の窓口や役所内の議事録作成でも利用している音声のテキスト化するための AI を活用し、式典において講演者の音声をテキスト化しスクリーンに投影すべきです。この仕

組みであれば、ろうあ者にかぎらず耳が聞こえずらくなった高齢者、席が遠く聞こえにくい人など誰にとっても情報を届けることができます。世の中では新しい音声のテキスト化システムが生まれています。まずは実証実験を行い一刻も早く実現できるよう予算を求めます。

区は、会議の議事録を自動で作成する技術等、AIの活用を積極的に進めて おります。

聴覚障害者や発達障害者の方々などにとっても、円滑な意思疎通を促進する ために、AIを用いて音声を文字に変換する技術の活用は効果が期待できます。 今年度から、音声を文字に変換して投影する技術を実際の会議等で試行的に 活用しており、今後導入についての検討を進めてまいります。

22) 区民協働スペースの有効活用を

平成26年に「港区区民協働ガイドライン」をまとめ、「他の活動主体とつながるきっかけがつかめず、既存の連携を超えた新たな協働ができない状況にあるなど、各活動主体間の協働をコーディネートし、サポートしていく中間支援機能が必要」としています。広報みなとや HP などで「区民協働スペース」についてわかりやすく周知を図り、利用対象を広げ、協働したい人たちに使いやすい施設にすること。その際、どういう NPO が区内に存在するかなど、情報共有できるサイトなどを構築すべきです。また、インターネットで簡単に区民協働スペースの利用予約ができるシステムを構築すべきです。

区民協働スペースは、協働に向けた打合せ等で利用することを目的としており、令和元年度4月現在で、14か所設置しています。区民協働スペースを利用できる対象団体に利用ガイドを配布するとともに、区ホームページで紹介しており、稼働率は向上しておりますが、場所によっては、利用の少ないところもあります。

地域課題解決のために活動を行っている団体に利用していただくために、さらに広報みなとでも周知に努めてまいります。

中間支援機能については、東京ボランティア・市民活動センターや港区社会 福祉協議会と連携しながら支援を図るとともに、区が行うべき中間支援的な機 能について検討してまいります。 現在、利用の受付は、午前、午後、夜間の時間枠で設けておりますが、同じ時間枠内であっても空いている時間があれば利用いただけるよう、お申込みの都度対応していることから、インターネットによる受付は行っておりません。

今後も、協働への理解を促進していくとともに、地域の課題解決を図る活動 団体へのきめ細かい支援を行い、区民協働スペースの利用促進と周知に努めて まいります。

23) テレワークを全ての職場で導入を

働き方改革推進のためテレワークを全ての職場で導入すべきです。

テレワークは、効率的で柔軟な働き方を可能とすることから、育児や介護との両立支援など、勤務時間に制約のある職員の能力活用やワーク・ライフ・バランスの確保に向けた効果を期待しています。区では、令和2年4月の本格導入に向け、保育園や児童館など現場での直接的な対応が求められる職場を除く全ての職場を対象としたテレワーク体験を実施しています。今後も試行を重ねる中で、課題の抽出と検証を繰り返し、対象職場の検討や、港区に適したテレワーク制度の構築を進めてまいります。

24)期日前投票所の拡大と共通投票所の導入を

改正公職選挙法により国政選挙や地方選挙の投票日に、駅や商業施設などに 設けた「共通投票所」で投票できるようになりました。導入は自治体の裁量に 任されています。利便性の高い場所に投票所を設けることで、啓発効果、投票 率向上、利便性向上が期待できると考えますので、都市部の自治体の例を調査 研究し、港区でも早急に実現していただきたいです。

公職選挙法の改正により、どこの投票区の有権者でも投票ができる利便性の高い投票所として、共通投票所を設けることができるようになりました。一方、その設置について、他自治体と意見交換をするなど検討を進める中で、全ての投票所に二重投票防止のためのオンラインネットワークを構築することやセキュリティ対策を施すことが必須であり、安定したシステム運営の難しさが課題と捉えています。

選挙管理委員会としても、「投票区外投票」は有権者の利便性の視点から有益と考えており、I C T の技術発達を注視するとともに、期日前投票も含めて、課題解決に向けて引き続き検討してまいります。

3、環境清掃費

1)「羽田空港新飛行ルート」について、さらなる周知を

国土交通省は、令和2年3月29日より新飛行ルートでの飛行を始める意向を発表し、新聞などのメディアに大きく報道されました。その報道を見た区民から、詳細な説明を求める問い合わせが区にも多数寄せられたとのことです。しかし、まだその情報を知らない方や詳細を知りたい方も多くいるとのことで、さらに区民への周知徹底が必要だと考えます。今後の国の動向について、区民への情報提供の徹底をお願いします。

また、教室型説明会、オープン型説明会の開催によって、区民からの意見集 約を引き続き、お願いいたします。

また、予定の航路下の左右約100メートルの範囲で、保育園や幼稚園、小学校や大使館などの公共施設は多数存在していると思います。こうした航路下にある保育園や幼稚園の保護者から、羽田空港機能強化について、今後、国による説明会など、どういう予定があるか。また、それについて、航路下の保育園や幼稚園などに、個別に通知をし、保護者に情報が届くようにしてほしいという声を、保護者の方々から受けていますので、要望いたします。

新飛行経路の運用開始決定後においても、区へは落下物や騒音などに関する不安の声が寄せられております。区としては、未だ新飛行経路について、区民の十分な理解が進んでいるとはいえないと考えており、国による区民への情報等の更なる周知が必要と考えております。

今後も区は、区民の安全と生活環境を守る立場から、国に対し、区民等への きめ細かな情報提供を行うとともに、更なる安全対策や騒音対策等に積極的に 取り組むよう、引き続き要請してまいります。

また、国は、昨年11月18日から本年1月27日までの間に関係区市において、 住民説明会を開催しました。これらの周知についても、これまでの広報みなと や区ホームページへの掲載、各地区総合支所、区民センター、図書館、いきい きプラザでの開催案内の掲示やチラシの配架に加え、区立保育園、幼稚園にお いても開催案内を掲示するなど、より多くの区民等へ周知できるよう、工夫をしております。

2) 港区として、「計画を容認していない」ことをきちんと示すべき

今年8月8日、国土交通省が、2020年3月29日より新飛行経路の運用を開始し、羽田空港において国際線を年間約3・9万回増便することを発表しました。これを受けて、区長は「区民からは、依然として落下物や騒音などに対する不安の声が寄せられており、区としては、新飛行経路案に関する情報などの周知が十分ではないと考えております。このため、区は区民の安全安心と生活環境を守る立場から、引き続き、国の責任において、区民の不安や疑問の払拭に向けたきめこまかな情報提供や丁寧な説明を行うとともに、さらなる安全対策や騒音対策などに積極的に取り組むよう、国に対して強く求めてまいります」とコメントを即座に発表されました。

しかし、この区長の「国の責任においてやってほしい」という言葉をもって、 国は、「自治体、港区の理解を得た」としています。港区として、本当に「計画 を容認した」のかどうかを、国に対してはっきり示す必要があると思います。

新飛行経路の運用開始決定後においても、区へは落下物や騒音などに関する不安の声が寄せられております。区としては、未だ、新飛行経路について、区民の十分な理解が進んでいるとはいえないと考えており、国による区民への情報等の更なる周知が必要と考えております。

今後も区は、区民の安全と生活環境を守る立場から、国に対し、区民等への きめ細かな情報提供を行うとともに、更なる安全対策や騒音対策等に積極的に 取り組むよう、引き続き要請してまいります。

3) ポイ捨てによるごみの量の把握と効果検証を

地域ごとの散乱ごみの傾向、そして各施策の有効性を調査してデータ化することで、既存のごみのポイ捨て防止施策の改善を図ることができます。港区においても既存のアプリや測定システムを活用し、区内のごみの量を測定するべきです。具体的な数値や推移を出すことで、問題の「見える化」につながり、今後の指標も立てやすくなります。また、区などが実施する施策の前後に調査を実施すれば、その効果測定も行うことができます。さらに、地域に暮らす人々

にとっては、自主的に清掃活動を行うモチベーションの向上にもつながります。 加えて、街の美化活動につながるアイデアソンなどを実施し、行政と区民が一 体となって街の美化活動に関するアイディアを考え、実施するのが理想です。

区はこれまで、「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」に基づき、各地区総合支所を中心とする協働による環境美化・タバコルールの推進に取り組んでまいりました。

これまでの取組により、地域ぐるみでの美化活動やキャンペーンが地域に着 実に根付き、多くの区民、事業者の理解、協力のもと環境美化推進に大きな成 果を上げております。

平成 28 年度に、みなとタバコルール重点指導業務の効果を客観的に示すことを目的に、駅周辺で指導前後のごみ量調査を実施しました。ポイ捨て状況は地域の美化活動や道路清掃、天候など様々な要因で変化するため、調査データにより指導効果を評価することが難しく、継続的、広域的な調査について費用対効果の点で課題があることが分かりました。

今後とも、ポイ捨てを減らす取組を実践する団体等と連携するなど適切な手法を工夫するとともに、各地区における自主的な環境美化意識の向上に努めてまいります。

4) 市民農園の整備を

屋上緑化に対する助成を行っている現状から一歩進め、技術的な課題を解消 した上で、公共施設やビルの屋上を菜園にする取り組んでほしいです。

屋上に菜園などの緑化施設を設けることは、技術的な課題に加え、屋上へ行き来するため建築物内を不特定多数の人々が通過することなどのセキュリティ上の課題があり、実現が困難な部分がありますが、引き続き、屋上緑化や壁面緑化、生物多様性に配慮した緑化など、緑化計画書制度に基づく緑化指導を進めるとともに、屋上等緑化助成制度などを活用し、屋上菜園の整備についても誘導を図ってまいります。

5) 障害者就労支援と連携したリサイクル事業の拡大を 区は昨年4月から、不燃ごみや粗大ごみから回収した電化製品のコードやケ ーブルを、銅線とビニールに仕分ける作業を障害者就労支援施設に委託し、障害者の就労支援と効率的なリサイクルを両立させる取組を進め、実績については年々増加傾向にあります。しかし、障害者の就労はまだ不足しています。事業の更なる強化、拡大をお願い致します。

区は、障害者の就労を支援するため、特定非営利法人みなと障害者福祉事業団と、受託可能な業務について、定期的に協議を行っています。来年度は、現在のコード類剥離業務に加えて、使用済み携帯電話を分解して基盤を取り出す業務を委託することを検討しています。今後も障害者就労支援施設に委託が可能な業務について、継続的に検討してまいります。

6) ごみの戸別収集の検討を

区の外郭団体を減らすなどして、浮いた人件費を清掃の戸別収集化のために 当ててほしいです。高齢化が進む中、ごみの集団収集はいずれ限界がきます。

区では、より少ない作業人員や清掃車両台数で効率的に収集運搬を行うとと もに、清掃車両の排気ガスによる環境負荷を低減させるため、世帯ごとに収集 する戸別収集ではなく、複数の世帯が共同で利用する集積所からの収集を原則 としています。

一方、近隣に大規模集合住宅が建設されるなど、地域環境の変化等により、 集積所の共同使用や維持が困難な場合には、住民の同意を得た上で、柔軟に各 戸収集への切替えも行っています。

65歳以上の高齢者及び障害者で構成される世帯向けの戸別訪問収集や粗大ごみの運び出し収集と併せ、今後もきめ細かに対応してまいります。

7)区内の喫煙所を密閉型へ

東京都受動喫煙防止条例の本格施行に伴い、店内での喫煙ができなくなった 多くの喫煙者が区内の指定喫煙場所に殺到することが予想されるため、指定喫煙場所の近くを通る方には更なる負担を強いることになります。吸う人と吸わない人との共存を目指すため、区内の指定喫煙場所をすべて密閉型のものに切り替えてください。 区はこれまでに、区独自の助成制度や開発事業者への設置要請により、煙の漏れない密閉型の指定喫煙場所を屋内に36か所整備してまいりました。

また、高橋是清翁記念公園内に設置している屋外の喫煙場所についても、区として初めてとなる密閉型の喫煙場所として再整備する予定です。

屋外では、喫煙場所を密閉型のものにするために必要となる敷地管理者の許可が得られにくい等の課題がありますが、今後も引き続き、たばこの煙が容易に漏れ出ない、より受動喫煙に配慮した喫煙場所となるよう整備を進めてまいります。

4、民生費

1)児童相談所に「緊急支援課」と「里親支援課」の設置を

「児童相談所」の機能充実のため、緊急介入を効果的に行うための「緊急支援課」など専属の部門を設置すること。また、「里親支援課」を設けて、里親確保と措置後の里親支援を重点的に行うための人員確保をすべきと考えます。

令和元年6月に児童虐待の防止等に関する法律が改正され、保護者への指導を効果的に行うため、児童の一時保護等を行った児童福祉司等以外の者に当該児童に係る保護者への指導を行わせることなどが規定されました。区の児童相談所においては、法規定に基づき、緊急的な介入支援と継続的な保護者支援の両方が効果的に行える体制を整備してまいります。

また、児童福祉法施行令に基づき里親専任の児童福祉司を配置し、里親登録の拡大に努めるとともに、里親が安定した養育ができるよう相談支援体制の整備に取り組んでまいります。

2) 虐待防止のための CDR (チャイルドデスレビュー) の実施を

亡くなった子供の声を聴き、学び、死ぬ蓋然性のない子供を少しでも減らしてくための知見を蓄積していくことが可能なシステムである「チャイルドデスレビュー」の実施に向けた調査を行うべきだと考えます。

国は、平成30年12月に公布した「成育過程にある者及びその保護者並びに 妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推 進に関する法律」の中で、成長過程にある者の死亡の原因に関する記録の収集、 管理、活用等の体制整備を行うことを掲げており、児童虐待だけでなく、不慮の事故、自殺、医療体制の不備などによる子どもの死亡の予防・再発防止につなげるチャイルドデスレビューの制度化に向けて準備を進めています。

児童虐待の死亡事例を含む重大な虐待事例については、厚生労働省の「社会 保障審議会児童部会児童虐待死亡事例等検証部会」及び東京都児童福祉審議会 の「児童虐待死亡事例等検証部会」において、検証し、再発防止及び未然防止 のための具体的な対策を検討しています。

区は、今後も引き続き、国や東京都の動向を注視してまいります。

3) 「児童相談所」で、子どものグリーフケアを

自殺や病気により親を亡くした子どもたちは、幼少期で自分の気持ちが理解できなかったり、思春期の不安定な時期や、成長過程の中で、さまざまな問題を抱える場合が多いとされています。生活する中で怒りっぽくなり、物や人に八つ当たりしたり、勉強に集中できない、眠れないなどの困難を抱えてしまう子どもたちに寄り添う事は重要だと考えます。令和3年4月の児童相談所の設置に向けて、グリーフを抱えた子どもたちを救うためにも、区の児童相談所と専門員がいるNPO等との連携等、検討をお願い致します。

児童は、悲しみや苦しみを抱えていても、言葉で表現できないことやその困難を別の行動で表現することがあります。子どものためのグリーフケアは、現在、区内にあるNPO団体が独自のプログラムを実施しており、区は、その活動を助成しております。

(仮称)港区子ども家庭総合支援センター開設後は、児童心理司や医師など 専門の職員がいる児童相談所と地域に根ざした相談支援事業を行う子ども家庭 支援センターが、それぞれの特徴を生かし、NPOなどと連携し、必要に応じ 医療機関等とも協働しながら支援を行ってまいります。

4) 「ステップハウス」に助成を

港区では、配偶者暴力相談支援センターをいち早く立ち上げ、DV 被害者に寄り添った支援を行われておりますが、ステップハウスの整備には至っていません。令和3年に、南青山に開設予定の母子生活支援施設では、18歳未満の子どものいる母子に対して、その生活を安定させ、自立を支援するステップハウ

スの機能を持つようになるということで、非常に期待しております。

一方で、この施設では、DV 被害者でも、1 8歳未満の子どもがいない女性や、 父子のほか、単身の男性、女性の支援は対象外になるということです。また、 昨今、高齢者夫婦間での DV 問題や、外国人 DV 被害者の問題が顕著になってい ますが、行政がこうした支援を行う施設を整備する場合、多額の費用や時間が かかり、人材育成も必要になります。DV 被害者支援活動を行っている民間団体 には、経験に基づいた、きめ細かい支援のためのノウハウやスキルがあります。 しかしながら、こうした活動には多額の資金が必要であり、活動を継続する上 でのネックとなっています。

公的な支援をしていただくことで、迅速かつ効率的、効果的に、DV 被害者の 支援環境を充実することが可能になります。DV 被害者支援活動への助成に関す る施策を早急に実施していただきたいと思います。

DV被害者支援を進めるためには、高いスキルや専門性を持つ地域のDV被害者支援団体の力を活用することが不可欠と考えています。

令和2年度には、DV被害者支援活動を行っている団体への活動補助制度を はじめ、父子世帯DV被害者緊急一時保護施設の確保、DV加害者更生プログ ラム利用助成制度を創設し、被害者支援策を強化してまいります。

5)病児保育、一時預かりなどの予約システムの導入を

病児保育や一時預かりにおいて、区内全域的に共通の予約システムが導入されていれば、利用者にとっては、まずどこの施設が空いているかが瞬時にわかり、そこにネットで24時間予約や、キャンセルができるようになります。

加速的に進めていくということですが、今の時期に、一斉に導入しなければ、 それぞれの施設がバラバラにシステムを導入してしまうことになり、後から統 一させるのは難しいと思います。病児保育、一時預かり、ともに、いろいろ課 題はあるとは思いますが、そこをきちんと解決して前に進めていただきたいと 思います。

一時預かりや病児保育の利用に際して、施設の空き状況をそれぞれの施設ご とに確認しなければならないことが、保護者の負担となっていることは認識し ております。 現在、区内には病児保育室が5施設、病後児保育施設が1施設の合計6施設あります。そのうち、ネット予約システムを利用している1施設からは、効率的に予約を受け付けることができたとの声も聞いておりますが、他の施設においては、保護者からの電話等により、直接、病状を詳しく確認することで、部屋の割振りを行っているなどの理由から、現在は、システムを活用していないと聞いております。

ネット予約システムの活用につきましては、保護者の利便性の向上の視点からも有効な面も多いと考えており、今後、病児保育の運営事業者である医療機関との意見交換やシステムの活用における課題の検討を行い、令和2年度の稼働に向けて準備を進めてまいります。

各施設の運営形態が異なることから、統一的なシステムを構築することが難 しいことが大きな課題となっていますが、サービスを必要とする区民の方々が、 一時預かりや病児保育などの子育て支援施設をスムーズに利用できるよう、ま た、空き情報を正確に伝えることで無駄なく施設を利用いただけるよう、可能 な限り早期の予約方法の改善に向け検討してまいります。

6) 保育園のお昼寝の廃止を

保育園の3歳児以上のお昼寝の強制をやめてほしいという陳情を、たくさん受けています。多くの保育園では1~2時間ほどの昼寝が日課に組み込まれ、保育園での昼寝は「当たり前」とされていますが、足立区では2011年4月から区立保育園の年長(5歳児)クラスの昼寝を廃止し、その後、年中クラスでも一斉寝かしつけをやめました。研究によると、元保育園児は昼寝をしなかった元幼稚園児と比べて夜更かし習慣が小学3、4年生まで残り、5、6年生で就寝時刻は差がなくなるが、朝の行き渋りの頻度は元保育園児のほうが高いと言います。足立区では、夜の寝つきが「とても良い」が2倍以上になり、寝かしつけずに自分で寝る子も増えたという調査結果も出ていて、足立区就学前教育推進担当係長は「小学校の先生から、授業中にうとうとする子が減ったという声も聞きました。保育園の昼寝を見直し、早寝の習慣をつけることは、学校生活へのスムーズな移行にもつながります」と言っています。お昼寝の時間を連絡帳の記入や休憩に充てていたため、廃止にあたっては、足立区では、1日4時間の非常勤職員を新たに配置して対応したそうです。

こうした調査結果が出て、全国的にもこの動きは広がってきているようで、

港区は遅れていると言われたりもします。多くの保護者からの要望もあるので、 実証実験的にでも導入し、検討を進めてほしいと思います。

保育園は、多くの園で3歳児以上のクラスの昼寝を実施しておりますが、強制はしないよう配慮を行っております。区立保育園の中でも、4歳児や5歳児クラスにおいて、昼寝をしないこととしている園もありますが、現在は、お預かりしている児童の状況を踏まえて、各園がクラス運営の中で判断をしている状況です。

実証実験の導入につきましては、各園における児童の状況も踏まえ、園長会 等での情報共有を行いながら検討してまいります。

7) 企業主導型保育の周知を

企業主導型保育の定員割れや、突然の閉園などが問題になっていますが、認可保育園とほぼ同額の整備費の補助を国から入れていて、保育料も認可保育園よりも安く設定できているケースもある、いわば「国による認可外保育園」であるこの施設が、市区町村の窓口できちんと利用者に周知されていないことが大きな要因ではないかと、思っています。

港区では、企業主導型保育の開園状況や空き状況については把握していないとのことで、窓口や区の HP、案内資料などにも掲載していません。

区内の企業主導型保育の経営者からも「周知がとても難しい。区の保育コンシェルジュの方によっては、積極的に利用者に周知を図ってくれる方もいるので、そういうところにお願いしたりしている」と聞きました。しかし、渋谷区では、区の HP 上に、区内の企業主導型保育の空き状況も詳細にアップデートして掲載しています。

多くの税金を使って開設している保育園なので、企業主導型保育ももっと利用されるべきと思いますし、周知に大きな課題があると感じているので、港区でももっと周知していくべきと思います。

企業主導型保育事業の区民への情報提供については、現在、区としての情報 をもっていないことから、保育コンシェルジュの相談の際には、東京都が公表 している一覧を基に情報提供しています。 区内の企業主導型保育施設の情報は、区民の方々にとっても有用な情報であることから、今後、区ホームページとの連携や空き状況の公表について、企業主導型保育施設と調整を行いながら検討してまいります。

8) こども園についての検証を

今年4月に、ついに待機児童ゼロになって素晴らしいと思います。

今後は、やはり3~5歳児部分の幼稚園と、保育園の統合が必要になってくると思います。

こども園について検証するとずっと前から答弁いただいているので、そろそろきちんと検証をするべきだと考えます。

区は、芝浦アイランドこども園のこれまでの運営状況を検証した結果や平成30年度に実施した港区子ども・子育て支援ニーズ調査の結果などから、こども園に対する区民のニーズは一定程度あるものと考えております。

区は、平成31年4月に待機児童ゼロを達成しましたが、今後も区の年少人口は増加が見込まれることから、継続して保育定員の拡大に努め、併せて認定こども園をはじめとする区民の多様な保育ニーズにも的確に応えていく必要があると考えております。

保護者がより多様な教育・保育施設の中から選択できるよう、認定こども園 についての検討を進めてまいります。

9) 障害児保育の入園基準の見直しを

医療的ケア児や重度障害児の受け入れができる23区初の保育園が元麻布に来年1月オープンします。しかし、元麻布保育園の医療的ケア児の受け入れが、2歳児からというのが、根拠がよくわかりません。2歳児からの入園では、仕事の継続や経済的な事情といった面ではもちろん意味がないですし、子供の発達を促したい、一人きりで24時間の見守りが母親にとって精神的にきつすぎる、と言う声に応えることもできません。私の親族にも医療的ケア児がいますが、母親はやはり働く必要性に迫られています。

現在港区で進めている障害児訪問保育の「アニー」だと、実質的に、母親が働ける時間が短すぎるので、だったら医療的ケアがあっても1歳児から預かってくれる、渋谷区や杉並区などで展開しているしょうがいじ保育園「ヘレン」

を使いたい、と考えます。

ところが、近隣の渋谷区の「ヘレン」では、港区民は対象外になってしまっていて、その理由が、港区に「元麻布保育園」ができるから、というのであったとしたら、本当に本末転倒な話なわけです。

多くの保護者や専門家の話を聞いても、元麻布保育園の「重度障害児」は0歳児から、「医療的ケア児」は2歳児からの受け入れ、としている点の根拠がよくわからないと言いますし、私も、「重度障害児」と「医療的ケア児」と言う風に分類するのではなく、それぞれの障害の状況を見て、受け入れを検討するべきで、最初から年齢で制限するべきではないと思います。入園の基準の見直しを強く要望します。

区立元麻布保育園の医療的ケア児の入園可能年齢につきましては、児童の医療的ケアが、日常的な在宅医療として児童の健康維持に必須な「生活支援行為」であることを判断する期間が必要であること、医療的ケアが必要な 0 歳児、 1 歳児は身体機能が低く、他の児童からインフルエンザ等の感染症に罹患した場合に、保育のリスクが高まることが想定されること、予防接種の終了期間が概ね 1 歳8か月から 2 歳であることから、満 2 歳以上のお子さんとしております。現在、区立元麻布保育園の医療的ケア児・障害児クラスの園児募集はこの基準に沿って進めておりますが、医療的ケア児の 0 歳児からの受入れにつきましては、今後の課題として、元麻布保育園の運営状況や嘱託医との協議等を踏まえながら、検討してまいります。

10) 学童クラブのプログラムの質の向上を

8月1日現在の学童クラブの入会状況は、定員3249人に対し、2803人の在籍で、446人の空きがありますが、入会待ちをしている待機児童は67人となっています。学童クラブの利用希望者の偏在の是正が、喫緊の課題かと思います。

プログラムの内容に大きな魅力をつけて、質の向上に力を入れることで、ハード面の格差是正を図る必要があると思います。

渋谷区の「すぽっと」のように、オリンピックアスリートの親たちが作る団体が運営する子供のスポーツ施設は非常に人気が高く、そうしたプログラムをぜひ港区でも展開してほしいという要望も受けています。こうした魅力あるプ

ログラムを展開することで、学童クラブの質の底上げを図っていくべきと考えます。

また、全国的に要望が高まっている、学童クラブでの夏休みなど長期休暇中 の「ケータリングのお弁当」サービス導入についても検討をお願いします。

区の学童クラブでは、運営する事業者それぞれのノウハウや経験を活かして、 地域や建物の特性などを踏まえた特色あるプログラムを実施しております。

他自治体においても、事業者や現場で働くスタッフの創意工夫により、年々 魅力あるプログラムが開発され、様々なプログラムが展開されていることは承 知しております。

今後も、各施設の好事例や先進的な自治体、各種団体の取組について、施設間での情報共有を進めるとともに、より質の高い魅力あるプログラムを展開してまいります。

また、夏休み等の三期休業中の学童クラブへの参加に、お弁当を持参させることが一部の保護者にとって負担になっていることは、承知しております。

令和元年7月から8月までの間、飯倉学童クラブにおいて保護者主導によりケータリングのお弁当の試行を実施いたしました。今後、試行に参加された保護者や施設職員などの意見も踏まえ、利用状況、アレルギー対応、注文管理・集金、食事や保管場所等の検証を進めてまいります。

11)介護保険法内の施設建設に「民設民営」手法は、妥当かどうか再検討すべき

南麻布のありすの杜の中に、「地域交流スペース」があり、民設民営で、土地の50年の賃貸借契約で建てられていて、契約協定時に「地域に開放する地域交流スペース」として取り決められています。数年前に、委託事業者が、施設内のレストラン運営をしている別事業者に「地域交流スペース」の運営を再委託したことから、多くの区民から、「利用料が桁違いに高くなった」「ものすごく態度が悪くなった」「いつ空いているのかもよくわからない」など苦情を受けるようになりました。区に対して改善要望をずっと出していますが、「誰も指導できない」というような話ばかりで、一向に何年も改善される気配がありません。契約時には、約束されていた地域のための「地域交流スペース」のあり方と大きくずれていると思います。いくら区が事業者を指導すると言っても、ど

こまでそれが担保されるのか。指導に従わない場合、契約解除は現実的に可能 な話とは思えませんし、そもそも、指定管理以上に、区の指導権限が届かない 「民設民営」の手法で、区民の貴重な財産である高額な港区の土地を50年も に渡って格安で貸し付けなどするべきでないと考えます。一度、きちんと区と して手法について検証し直すべきと思います。

介護保険制度に基づく高齢者施設は、整備から運営に至るまで社会福祉法人 等の民間事業者の専門的なノウハウや実績を活用し、良質な介護サービスを早 期に開始できるよう、区有地を貸し付けて民設民営で整備を進めています。

なお、ありすの杜「地域交流スペース」については、区と運営事業者で締結 した「(仮称)南麻布四丁目高齢者保健福祉施設整備・運営に関する基本協定」 に基づき設置しており、引き続き地域の声を伝えてまいります。

12) 元気な高齢者への支援の充実を

介護認定を受けていない比較的元気な高齢者への支援の充実をお願いします。 例えば一定以上の年齢になると元気でも夜間だけおむつを使用する人もいます。 介護認定を受けていればおむつ支給サービスがあります。では介護認定を取れ ばいいかというと要介護だと参加できない運動教室もありますし、介護認定を 取らずに頑張りたいという高齢者のプライドもあったりします。介護認定を受 けていなくても実情に合わせた支援が受けれたり、介護認定を受けずに元気で 頑張っている高齢者が良かったと思えるサービスの充実をお願いします。

区では、高齢者が要介護状態になることなく、いつまでも地域において健康 でいきいきと暮らし続けられるよう、介護予防・日常生活支援総合事業を実施 し、高齢者の介護予防と自立した日常生活を支援しています。

高齢者福祉サービスとしては、介護保険制度の介護サービス以外で、港区独自のサービスとして、在宅サービスを支えるための訪問電話や配食サービス、緊急通報システムなどのサービスを提供しています。また、特に介護が必要な方に対しては、紙おむつの給付や寝具乾燥消毒、福祉キャブなどの事業を実施しております。今後も、生活環境の変化や多様化する高齢者のニーズに対応した在宅生活の支援の充実に努めてまいります。

13) 障害者介護に従事する方への支援充実を

介護の仕事に従事する人への支援策として、初任者研修、実務者研修の受講 費用や介護福祉士資格の取得を助成していますが、対象は高齢者向け事業所の みです。同じ資格が必要でも障害者自立支援法に基づく介護サービスだけを提 供している訪問介護事業所は外されています。障害者介護に従事する方へも高 齢者介護と同様に助成をお願いします。

区は、障害福祉サービス事業所の職員を対象として、障害福祉の知識の普及 や、たんの吸引等の専門的な介護技術の向上を目的とした研修を実施しており ます。

今後、障害福祉サービスのみを提供している事業所に対しても、質の高いサービスが提供できるよう、介護福祉士等の資格取得に関するニーズなどの実態の把握を行い、資格取得にかかる費用の助成について検討してまいります。

14) 港区として、「認知症フレンドシティ」を宣言するべき

福岡市や町田市などのように、「認知症フレンドリーシティ」と宣言した上で、 さらに一歩踏み込んだ認知症関連の施策づくりをするべきです。具体的には、 街の組織や企業などに向けたガイドラインの作成や、民間と協力した認知症や その家族の方が集まりやすいカフェの設置拡大などが考えられます。

区は、認知症の人やその家族にやさしいまちの実現に向け、様々な認知症施策に取り組んでいます。交流の場や認知症専門医などに相談できる場として、みんなとオレンジカフェを開催しており、今年度は年間 61 回開催する予定です。あわせて、区内 5 か所の各高齢者相談センターでも認知症カフェを開催することで、参加者の裾野を広げています。

また、昨年度は、認知症サポーター養成講座を企業や学校等で計 76 回開催することで、2,654 人のサポーターを養成しました。

さらに、認知症の人の見守りのため、昨年度から認知症高齢者等おかえりサポート事業を開始し、104人の方々に利用いただいています。

今後も、他自治体の取組なども参考にしながら、認知症の人やその家族に寄り添った施策の充実に努めてまいります。

15) MCI チェックシートを認知症予防プログラムに活用するべき

港区では、区民を対象にした認知症予防プログラムを実施しています。進行が進むと、本人だけでなく家族の生活や仕事にも深刻な影響をもたらす認知症を、MCIの段階で早期発見することで、その影響を最小限に食い止められます。 MCI セルフチェックシートを認知症予防プログラムに活用するべきです。

区は、認知症が疑われる初期から、進行状況にあわせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいかということを、認知症の人やその家族に提示するための認知症ケアパスを作成しており、その中に、認知症が気になり始めた人がご自身でチェックでき、認知症の予防や早期発見に役立てることのできるチェックシートを掲載しています。この認知症ケアパスを関係機関等で活用することで、認知症施策の周知や認知症の早期発見に取り組んでいます。

また、区では、平成 29 年度から、地域連携型認知症疾患医療センターである 東京都済生会中央病院の協力を得て、認知症初期集中支援チームを設置し、認 知症初期集中支援事業を実施しています。

今後も、認知症の人が住み慣れた地域で生活を続けることができるよう、早期発見、早期診断、早期対応の取組の推進に努めてまいります。

16) 障がい者の就労支援の強化を

国は、平成 30 年 4 月 1 日から障害者の法定雇用率を引き上げ、民間企業は 2.2%、国、地方公共団体等は 2,5%、都道府県等の教育委員会は 2.4%としました。また企業の法定雇用率に新たに、精神障がい者も含まれました。令和 3 年 4 月までには、更に 0.1%引き上げとなり民間企業の法定雇用率は 2.3%になります。

特に、知的障害や精神障害者など、コミュニケーションや働き方への配慮が 重要な人達がやりがいを持って働ける環境をつくるためには、雇う側が、時間 と努力の積み重ねによって、他の従業員を巻き込んで職場の環境を作っていく 事が重要だと考えられます。

障害の特性や度合いを理解し、職場で一緒に働く時の注意点を理解した上で、 さらに職場で障害者が長く働き続けられるようにフォローする、専門のジョブ コーチの重要性も痛感します。区の障がい者の就労の定着に重要なジョブコー チの設置の増員をお願いいたします。

平成30年度末現在、区の障害者就労支援事業に登録している方は362人で、そのうち182人が就労しております。

ジョブコーチは現在4人体制で、主に就労時の労働契約に係る支援や職場訪問などの職場定着支援、家族や職場の同僚との対人関係に関する相談・助言などを行う生活支援を行うことで、障害者が安心して働き続けられるための支援を行っております。支援対象者数や件数を考慮しながら、適正な人員体制について検討してまいります。

17)「みなと障がい者福祉事業団」の支援強化を

特定非営利活動法人「みなと障がい者福祉事業団」は、パンの販売等では経営が困難な為、改善するために今年度 4 月から、港区の職員の方が派遣されております。今年度新たに就労支援を行ったとの事ですが更なる改善に向けて強化をお願い致します。

区内就労施設の共同受注の強化策については、みなとリサイクル清掃事務所から、スマートバッグの作成を新たに受注しました。令和2年度に向けては、みなとリサイクル清掃事務所で回収した携帯電話を分解して、基盤を取り出す作業を共同受注として請負うなど、作業の種類を増やすよう取り組んでおります。

また、経営基盤の安定化に向けては、令和2年3月に開設する区立障害者支援ホーム南麻布と4月に開設する区立児童発達支援センターの日常清掃業務についても、新たに受注できるよう調整を進めております。

18)ひとり暮らし高齢者の見守り強化を

港区のひとり暮らしの高齢者数は、住民基本台帳によると令和元年 1 月 1 日で 17183 人です。高齢者のひとり暮らしの方は、もしもの事があった時、孤独死につながる危険があります。ひとり暮らしでも、安心の備えとして、自治体による支援、サービスは非常に重要であると考えます。区では緊急通報システムの設置等で、取組を強化しています。今後、ひとり暮らし高齢者の見守り強化をお願い致します。

区はこれまでも、ひとり暮らし高齢者等を対象に、緊急通報システムや訪問電話、配食サービスなどの見守り事業を実施するとともに、区に11名いるふれあい相談員が、介護保険や区のサービスの利用がなく、区とつながりが薄いひとり暮らし高齢者等を積極的に訪問し、生活実態に即した支援につなげています。また、高齢者の地域での見守り体制を強化するため、電気などのライフライン事業者や、日頃から戸別訪問している港区新聞販売同業組合などの事業者と、高齢者の異変を発見した際、速やかに区に通報し、必要な支援につなげる高齢者の見守りに関する協定を締結しております。

今後も、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、見守り体制の充 実に努めてまいります。

19) 車椅子の常用ユーザーの住宅確保支援策を

民間賃貸住居だと入居時の改修と退去時の原状回復に費用がかかり、また、 オーナーの理解が得にくい現状があるため、バリアフリー改修の補助制度はほ とんど使えない現状があります。区が費用助成と情報提供窓口の整備をすべき です。

車椅子使用者の方の住宅については、入口の段差や間口の狭さなどの建物の 仕様に関する問題や借家の改修工事ができないなどの課題があり、これらを解 消するために、各地区総合支所の障害担当のケースワーカーや障害福祉サービ スの相談支援事業者が、障害者の住居探しや改修工事について、相談を受け、 支援を行っております。

また、住宅改修につきましては、住宅設備改善費の助成を行うとともに、区立障害保健福祉センターの理学療法士等の専門職が、障害状況や生活状況に即した改修工事の内容についてアドバイスを行い、工事施工後も、障害者にとって暮らしやすさの向上等の改善が図られたかを確認しております。

5、衛生費

1)宿泊型産後ケア事業の拡充を

港区では、特定妊婦など支援が必要だと認められた母子のみが利用できるショートステイ事業がありますが、2018 年は 4 組の利用にとどまっています。各種の調査によりそれまで元気だった母親でも約 10%が産後うつになることがわかっています。また港区では父親は仕事に忙しくワンオペ育児であったり、親族が近くにいない核家族が多いなど産まれたばかりの赤ちゃんとその母親を取り巻く環境はきびしいものとなっています。産後まもない時期の親子の愛着関係がきちんと築けることが、その後の虐待予防につながるのはもちろん、その子の生涯の安定を大きく左右することになるくらい重要なことです。

こうした思いから、これまでずっと「宿泊型」の産後ケアを求めてきました。 6年前に、世田谷区が作った宿泊型の産後ケア施設を視察に行き、そうした施 設を港区でも、と求めてきましたが、今では、近隣自治体を見れば、台東区や 文京区、荒川区、北区、渋谷区、など多くの自治体で、誰でもアクセスできる ショートステイができる産後ケア支援を始めています。乳房ケアへの助成を行 っているところもあります。宿泊型の産後ケア事業は、平成30年度の時点で、 14区がすでに実施しています。他区の実施状況などを検証し、港区でも導入 を検討していただきたいと思います。

また、2年前から国が、産後うつ、自殺予防の観点から「産後検診」の助成制度をスタートさせ、多くの自治体で開始し、東京都も昨年度、予算を組んでいるにもかかわらず、未だに23区で足並みがそろわず、一斉スタートしていません。早急に実施すべきと考えます。

区では、現在、助産師相談窓口、自宅訪問型育児支援、産後サロン事業などにより、妊娠・出産・育児期における切れ目のない支援を行っており、これに加えて昼夜を通じた適切な支援が特に必要な母子に対し、宿泊型の産後要支援母子ショートスティ事業を提供しています。

今後も引き続き、これらの事業を充実させるとともに、夜間安心してゆっくり身体を休めたいなど、希望する方がご利用できる、宿泊型の産後母子ショートステイの実施について、検討してまいります。

産後健診については、妊婦健康診査費用助成と同様、東京都内共通の制度とすることが必要ですが、現在のところ各自治体の考え方はそれぞれであり、産婦健康診査費用助成制度の開始については、見通しが立っていない状況です。

区では産後うつ対策を非常に重要な課題であると認識しており、引き続き、 産科医療機関との連携を密にするなど、フォローが必要な方については、早期 から適切に継続的な支援ができるよう取り組んでまいります。

2) 東京都の「出産・子育て応援事業」への参加を

東京都が12億円の予算で実施している「出産・子育て応援事業(ゆりかご・とうきょう事業)」は、東京都が全額負担してくれる産前産後のパッケージ事業で、すべての妊産婦に専門職が面接を行う、育児パッケージを配布する、などが基本事業となっている、27年度から31年度の5年間の事業で、41市区町村が実施していますが、港区はなぜか参加していません。

港区では、高齢者に対して寿商品券事業として約8000万円を一般財源から支出しています。子育て世帯に対しても同様の事業を行うできです。 東京都の「出産・子育て応援事業」への参加を求めます。

「出産・子育て応援事業」による子育てパッケージの配布は、妊婦全員面接 を実施することが必須条件となっています。

現在、区では、妊娠届出時にアンケートを実施し、その結果に基づいてハイリスクの方に保健師が面接等を行い、支援が必要な妊婦を把握し、個別支援を行っていますが、面接を実施するための場所や人員の確保が課題となっており、全員面接には至っていません。

今後、場所の確保や人員など、妊婦全員面接を実施する体制を検討してまいります。

3)「ロタワクチン」や「おたふく風邪ワクチン」への助成を

インフルエンザワクチンが突然、助成されることになり、大変ありがたく思っています。

インフルエンザワクチン助成の要望はこれまでもさせてもらってきましたが、 他にも、他区が助成を実施していて、港区がやっていないものは、インフルエ ンザだけでなく、ロタやおたふく風邪ワクチンなどがあり、助成の要望をして きています。

特に、おたふく風邪は、罹患後の難聴が指摘されています。今年度から公費 負担制度になった新生児聴覚検査によって先天性の難聴のチェックができたと しても、後天性の難聴を防ぐための対策として、おたふくかぜワクチンの接種、 助成は必要と考えます。23区では、すでに15区が助成しています。

また、ロタについては、現在、国の方が定期接種に向けて検討を進めている ところと聞いています。こうしたワクチン助成についても検討していただきた いです。

任意の予防接種の助成については、区は「港区予防接種事業の費用助成の考え方」に基づき、助成の可否を決定しています。

おたふくかぜワクチン等の新たなものについては、この方針を踏まえて検討してまいります。ロタワクチンについては、厚生労働省の部会の検討によると、令和2年10月の定期接種化が見込まれており、今後、準備を進めてまいります。

4)子宮頸がん予防の「HPVワクチン」の情報提供を

国が、平成25年に子宮頸がん予防の HPV ワクチンの積極的勧奨を中止してから6年が過ぎ、先日の厚生労働省の調査では、定期接種の対象である12歳~16歳の女子の4割が「意義や効果を知らない」と回答していることが明らかになりました。

このままでは、HPV ワクチンは定期接種でありながら、そうしたことも知らないまま定期接種の時期を逸してしまう子供たちが増加していくものと思われます。

HP 上に HPV ワクチンについての詳細な情報を掲載したり、両論併記の情報を書いた手紙を対象者に送っている自治体もあるなど、各自治体ごとに対応に苦慮しているようです。

港区では、子供の予防接種の一覧の「定期接種」の一番最後のところに、HPV ワクチンをのせていますが、「積極的には勧めていない」としか書いていないので、何のことかよくわからない感じになっていると思います。ぜひ、もう少し詳しい情報を掲載するなどして、意義や効果についてもわかるようにしてほしいと思います。受け損ねることで、負うことになるリスクについても、知らせるべきだと思います。

区では、厚生労働省の通知により、平成25年6月以降、対象者への個別の接種勧奨を差し控えています。

しかしながら、HPVワクチンが定期接種であることの周知は必要であり、 厚生労働省の作成したリーフレットや区のホームページ等を活用して接種を検 討している方に分かりやすい適切な情報提供を行ってまいります。

5) 感染症対策として、流行時の情報公開のやり方についての確認を

港区で「麻疹」が流行した際に、保育園などに周知したり、感染経路を抑えて何とか拡大を阻止したりしたことがありました。その際に、東京都と港区と、どちらが情報を公表するのか、など、感染症対策の情報公開について、整理されていないことが見受けられました。今回は大事にはなりませんでしたが、今後、特にオリンピックという国際的な大イベントを控える中で、感染症対策の情報提供の部分について、きちんと整理しておいてほしいと思います。

区内で「麻しん」など感染拡大を早急に予防することが必要な感染症が発生した場合については、医療機関や東京都と情報を共有し、疑いの段階から接触者を特定し、対応をしています。情報公開については、感染症の種類や、発生地が他の自治体にわたる場合等を考慮しつつ、国や東京都と連携を図り、適切に発信できるように整理してまいります。

6) 小児初期救急診療の土日診療の充実を

港区では、小児初期救急診療として、愛育病院に「みなと子ども救急診療室」 を開設し、平日午後7時~10時で、中学生までの軽傷患者の診療を行ってい ます。土日の小児診療についても、さらなる充実をお願いしたいと思います。

社会福祉法人母子愛育会に委託し、月曜日から金曜日の夜間実施している小児初期救急診療事業「みなと子ども救急診療室」は、土曜日の夜間の拡充を望む多くの区民の要望があること等から、令和元年12月28日から土曜日の夜間を追加し、月曜日から土曜日までの週6日体制として、土曜日の診療時間は午後5時から午後10時までとし、区内の小児初期救急診療体制の充実を図っております。

7) グリーフケアの更なる支援を

区では、グリーフケア(大切な方を亡くした方の心のケア)として、自死遺

族の会を 2 か月に 1 回の頻度で開催しています。自死で家族を亡くした方にとって、その喪失感は計り知れない事です。遺族の心のサポートであり重要だと考えます。港区の自死遺族に対するグリーフケアの更なる支援を宜しくお願い致します。

区では、自死遺族の会のほか、各地区総合支所で死亡届を提出された方に配布しているパンフレット「ご遺族の方へ」に、様々な手続の他、グリーフケアを始めとした身近な人を亡くした遺族に対する各種相談機関を掲載するなどの支援を行っています。

また、区の事業に加え、グリーフケアを行っている民間団体について区ホームページ等で周知しており、今後もNPO等の民間団体との連携を強め、グリーフケアの支援を行ってまいります。

8)「ういケアみなと」で、緩和ケアについての情報収集、提供を

「ういケアみなと」が、がん患者に知られていないことや、区内の近隣の医療機関でも情報提供がされていないことなど、周知に課題があると考えています。

また、利用している患者の中には、高齢の夫婦2人世帯、または単身で、がんで余命半年などの告知をされた場合に、一人で最後まで家で闘病するのは無理なケースが多々あります。その場合、「緩和ケア施設」などを探すことになりますが、その施設の情報を「ういケアみなと」で収集、提供されていないことは問題だと思います。

緩和ケア施設自体の不足が、全国的に問題になる中で、「ういケアみなと」が入っている建物の中にもそうした施設を併設していけたらいいと思います。 (「郷土資料館」が3フロアも必要かどうかは検証が必要だと思います)

「ういケアみなと」では、がん患者とその家族に、施設や事業を知っていただけるよう、区有施設をはじめ近隣の総合病院や港区医師会会員医療機関にリーフレット等を配置して情報提供するなど、広く周知活動に取り組んでいます。今後も多くの方にういケアみなとを知っていただけるよう、周知協力先の拡大や効果的な周知方法の検討を行ってまいります。

また、ういケアみなとでは、個々の相談に対して、直接医療機関との受け入れ調整を行うことは実施しておりませんが、緩和ケア施設に関する相談については、在宅療養相談窓口とも連携しながら、適切に情報提供してまいります。

緩和ケア施設の設置については、現在、区中央部において、新たな入院施設の設置は認可されない状況です。今後も区は、現行の各医療機関の緩和ケア病棟に関する情報を適切に提供してまいります。

9)「簡易宿所に関する対策」の強化を

前回の第2回港区議会定例会で、東麻布の町会から出された「簡易宿所に関する対策を求める請願」が採択されました。この請願は、民泊(住宅宿泊事業)に対して、多くの自治体が厳しい条件を定め、一定の規制をかけたため、国の旅館業法の改正によって、大幅に規制緩和されたユースホステルやカプセルホテルなどの「簡易宿所」の方が増加傾向にあります。しかし、「簡易宿所」に対しては、周辺住民の苦情に対応するための指導体制強化など、有効な対策がとられていないことから、港区として規制強化を含め、早急な対策を強く求める、という内容の請願でした。

請願者からは、京都市の事例を見ならって、簡易宿所を設置する前に、事業者は地元と協議をして協定書を締結するよう指導してほしい、旨の要望があったと思います。

京都市では、住民の権利を守る立場から、協定書の雛形なども作成して公開し、事業者に対し強い指導を行っています。また、簡易宿所に対して独自の規制を課した条例も定めています。また、請願者からは、京都市や千代田区のように、客室有効面積を3平方メートル以上とするなどの配慮をしてほしい旨の要望もありました。町会とそうした懸念についてきちんと協議し、そこに区が指導もし、さらに必要であれば、客室面積の見直しなども検討していくべきと考えます。今回、東麻布の町会で、二つの簡易宿所に対し、協定書の締結を求めています。こちらについても、事業者がきちんと対応するよう指導していただきたいと思います。

国は、外国人観光客を含む宿泊需要の拡大やニーズの多様化に対応するため、規制を緩和しています。

区はこの趣旨を踏まえ、区独自の規制強化はしておりません。

また、請願の趣旨が住民との調和を大切にするよう配慮を求めるものだったことを受けて、住民との調和について、区が事業者に対しより一層働きかけるために、①計画段階から近隣住民等に対して周知を行うこと、②宿泊者や宿泊予定者への対応として、近隣住民等の迷惑にならないよう、道案内や地域状況の説明を徹底すること、③町会等から営業開始後の管理上の問題について協議を求められたとき真摯に対応するよう努めること等を盛り込んだルールの整理を検討してまいります。

10) 地域猫活動の定義の徹底を

地域において猫に餌をあげる事に対して、残飯によって汚れる等、住民からの苦情もあり、愛護派と反対派の意見が分かれている所です。地域猫活動の定義が周知されていないため、猫の餌をあげる事、去勢手術等内容を区民が理解する事で、近隣とのトラブルも防げるのではないか、と考えます。

今後、猫のエサやりについての誤解がないように、地域猫活動の定義の区民 への周知の徹底を宜しくお願い致します。

区では、地域猫活動の考え方について、広報みなとやホームページ、リーフレット等の活用や、動物愛護週間でのパネル展示、動物愛護推進員と協力したみなと区民まつりでのブース出展、ボランティアや地域住民を対象とした「まちの猫セミナー」の開催、などを通じた周知・啓発を進めるとともに、地域猫活動が行われている地域では、ボランティアとともに地域の住民に直接説明を行うなど、理解が深まるよう取組を進めています。

また、地域猫活動中であることが分かる専用の清掃袋を作成し、ボランティアの方へ提供するなど、新たな取組も始めています。今後もボランティアと地域の方々との相互理解がさらに進むよう、さまざまな工夫をしながら地域猫活動の周知・啓発を進めてまいります。

11)動物愛護管理職員の設置を

改正愛護法三十七条三では、動物愛護管理職員について、都道府県では義務 規定、特別区を含む自治体には設置努力となっており、自治体の職員かつ獣医 師である事になっています。専門の職員が必要と要望があがっています。みな と保健所に動物愛護管理職員の設置を要望します。 東京都では現在、動物愛護相談センターに、動物愛護及び管理の監視・指導 担当として獣医師職による動物監視員を設置し、特別区を含む東京都全域の動 物愛護行政を総合的に推進しています。

改正動物の愛護及び管理に関する法律では、新たに動物愛護管理担当職員が 規定されていますが、その要件として獣医師等の専門的な知識を有することが 必要とされています。特別区では獣医師職の採用区分がないため、ただちに動 物愛護管理担当職員を設置することは困難ですが、特別区共通の研究課題とし て考えていくとともに、東京都との連携をさらに深め動物愛護管理行政を推進 してまいります。

7、産業経済費

1) 観光ボランティアについて

区において、外国人旅行者に区の魅力を発信するひとつとして観光ボランティアガイドによるまち歩きツアーを開催しています。今年度は観光ボランティアによって新たに、新芝橋や御盾橋の橋りょうライトアップを巡る舟運ツアーを開催しました。夕刻から芝浦港南地域のまち歩きと運河、東京湾を巡るツアーとしています。観光ボランティアによって平成30年度は283回ツアーを実施したとの事ですが、東京2020大会に向けて、今後更なる観光ボランティアの募集、育成等強化をお願い致します。

平成30年度までの港区観光ボランティア育成講座修了生の数は194人となり、今年度も新たに30人の方が受講しています。育成講座では、全15回のカリキュラムの中で、港区に関する観光知識だけでなく、外国の方へのおもてなしやバリアフリーでの観光案内、チームワークの在り方など、座学とフィールドワークを通じて、様々なスキルを幅広く習得しています。

また、育成講座修了生を対象にしたスキルアップ講座においても、インバウンドの現状理解の推進など、東京 2020 大会を見据えたガイドスキルの強化に努めています。

ボランティアガイドが実施するまち歩きツアーでは、ラグビーワールドカップ 2019 日本大会開催期間中のツアー行程に、日本文化の体験を織り交ぜたり夜

の舟運ツアーを実施するなど、新たな切り口で、海外からのお客様に向けた企 画も積極的に実施しています。

東京 2020 大会とその先を見据え、観光ボランティアの育成等を強化するとと もに、今後も港区観光ボラティアの会及び一般社団法人港区観光協会と連携し、 港区ならではの観光の魅力を発信してまいります。

2) 港区版「起業ファンド」の創設を

区内の起業を支援するための、起業ファンドを創設することを要望します。 そのための、調査研究費用を予算化していただくよう要望します。

地方自治体がファンドを創設する例は、東京都、千葉県、秋田市などあまり 多くありません。また、ファンドを活用するに当たっては、投資へのリスクを 含め、多くの課題があると認識しております。

今後は、引き続き、東京都など既に取り組んでいる自治体に対して、聞き取りを行うとともに、企業巡回や商工相談を通じてファンドに対するニーズや民間ファンドの実態を調査、研究してまいります。

8、 土木費

1) バリアフリーなまちづくりのための段差解消

歩道と車道の段差を、国道や他区で採用されている緩やかなスロープにすることを検討し、高齢者、障がい者、ベビーカーユーザーなど誰にとっても歩行しやすいバリアフリーなまちづくりをしてほしいです。東京 2020 オリンピックパラリンピック大会で世界中からこの港区にも観光客が訪れることを考慮し、一刻も早く改修工事をするための予算を求めます。

また、私たちの会派が長年要望している「ちばレポ」のような(最近ではラインを活用したシステムも開発されています)、ICT を活用した参加型の情報提供、問題解決システムを導入することで、バリアフリーは一層進み、誰もが住みやすいまちづくりを進めていけると考えます。

区が採用している2センチメートルの歩道と車道の段差をスロープ状にした 形状は、平成26年10月に、区、障害者団体、福祉団体などと合同で実施した 「港区まち歩き」において、白杖使用者、車いす使用者、ベビーカー利用者と 国道タイプ及び都道タイプと比較し、検証した結果、好評を得た形状となって おります。

今後、新たな技術により、より良い形状が開発された場合、区としても情報 収集に努め、誰もが安全で円滑に移動ができるよう、導入の可能性を検討して まいります。

2) Park-PFI 導入を

2017年の都市公園法改正において、Park-PFIという飲食店、売店等を設置し、その収益を活用し、公園内の園路、広場等の整備・改修等を行う事業者を公募により選定する制度が新設されました。行政側には民間資金を公園整備に活用できるほか、民間のアイデアでにぎわい創出にもつなげられるメリットがある一方、事業者側にも公園利用者を独占できるなどの利点があります。このPark-PFIの導入を前向きに検討するとともに、導入に向けて、まずは民間事業者との対話を通じて市場価値やアイデアなどを把握する、サウンディング調査を実施していただきたいです。

現在、区立公園の管理は、維持管理協定を締結済の事業者管理を除き、原則、 指定管理者が行っており、公園等の維持管理や利用者へのサービス提供等の運 営管理を実施することで、にぎわい創出を図っております。

今後、P-PFI のメリット、デメリットなどについて調査、研究を進めてまいります。

3) ベンチのあるまちづくりの推進を

公共のものだけでなく民間敷地内のベンチも含め、街なかにちょっと腰掛けられるベンチ等をまんべんなく配置していただきたいです。まずは、今現在の腰掛けられる場所を地図に落としていただき、空白地域を埋めていっていただきたいです。民間の協力も得ながら計画的に進めていってください。

区では、安全で快適な歩行空間の確保に向け、坂道の周辺やまちなかにおいて、十分な歩道幅員が確保され、沿道の皆さまのご理解がいただける場所から、

順次、ベンチの設置を進めており、これまでに9か所で設置を行っています。 また、民間施設においても、建替え等の機会を捉え、敷地内にベンチを設置し ていただけるよう、協力を求めてまいります。

4)がけ・擁壁改修工事支援事業、およびブロック塀等除却・設置工事支援事業の拡充を

建物や崖地の所有者が誰であれ、地震などが起きた際に実際に被害を被るのはそこに住む住人です。区は、区も危険を認識している場所に対しては、広く法人に工事を実行する努力をしてもらうべく、がけ・擁壁改修工事支援事業、およびブロック塀等除却・設置工事支援事業の対象を宗教法人等にも拡大し、さらに補助額の拡充をするべきだと考えます。

令和元年9月26日、東京都は、土砂災害防止法に基づき、港区内に土砂災害 警戒区域188か所、土砂災害特別警戒区域120か所を新たに指定しました(累 計:土砂災害警戒区域211か所、土砂災害特別警戒区域142か所)。

このため区は、がけ・擁壁改修工事支援事業を見直して助成額の拡充及び宗教法人等について対象者を拡大し、土砂災害対策を強化してまいります。

ブロック塀等除却・設置工事支援事業については、資金力の小さい個人やマンション管理組合の方々を対象者とし、改修工事費用の一部を助成することで、築造替えの契機となることを期待し、区民の安全・安心を守るまちづくりに寄与するものです。

個人経営の方は、自宅兼用として土地や自宅を法人名義で利用している場合 も多くあることから、中小企業の方については、法人ではありますが支援事業 の対象としております。

その他の法人については、宗教法人も含め現在のところは、支援事業の対象 としておりません。

補助額につきましては、より区民の方が利用しやすい制度となるよう検討してまいります。

5) ちいばすの新ルート整備を

高輪ルートを「赤羽橋」経由に延長してほしいという高齢利用者を中心とする利用者ニーズの調査とルート整備をお願いします。

浅草線三田駅前から赤羽橋までルートを延長すると、利用者の多い三田四丁目や高輪方面に到着時間が延伸し遅延することで、速達性が低下し利用者の減少が見込まれ、運行経費の増大につながることから、利用者の需用や事業の採算性、ちいばす全体の収支率への影響を勘案する必要があります。高輪ルートを「赤羽橋」経由に延長することについては、乗降客数調査等を行い、ニーズや課題を抽出し、需要と採算性のバランスに配慮しながら、可能性について検討してまいります。

6) 「コミュニティバス乗車券」を母親以外でも使用できるように

現在の「コミュニティバス乗車券事業」は、母親のみを対象としています。 しかし、父親や親族が赤ちゃんのお世話をすることが一般化していること、ま た産後の体調不良の母親に代わり父親が赤ちゃんを保健所に連れて行くことな どからも、コミュニティバス乗車券は産後は赤ちゃんに付与し、赤ちゃんと一 緒に乗車する大人1名が使用できるようにするべきです。そのための事務にか かる諸経費の予算を求めます。

区では、妊産婦の移動の負担を軽減するとともに、産後在宅で子育てをする 母親の社会参加を促すため、妊産婦本人を対象に、コミュニティバスの乗車券 を交付しております。

産後間もない乳幼児の子育ては、母親だけでなく父親や、子どもの祖父母も 担っております。

コミュニティバス乗車券の利用者を母親以外の育児者に拡大することについては、子育て施策の拡充の観点から、今後検討してまいります。

7)3人目以降の子どものコミュニティバス無料化

現在は都バスなどにならい、子ども料金は2人目までは無料、3人目以降は乗車料金がかかります。しかし、それは多子世帯への負担を重くしていることで、区の子育て施策とは反します。まずはバス運航事業者へ打診を行い、事業者での負担が難しいようであれば区が負担するべきです。事業者へ打診をすること、また区が負担することも含め必要な予算を求めます。

お台場レインボーバスは令和元年 10 月から、未就学児以上の乗客に同伴する未就学児3人まで無料に拡大しました。

ちぃばすについては、今後も事業者との交渉を続けてまいります。

8) 特公賃住宅の早急な政策転換を

大阪市では車椅子住宅が整備されているとのことです。都営住宅でも、よく 設計を利用者目線で考えられた車椅子住宅が整備されているとのことです。港 区にはありません。

港区でも、住宅を車椅子用に転用を広げるべきだと思います。

特公賃シティハイツ港南の高齢型転用を進めてきていますが、今後は高齢型を検証した上で、住宅弱者である障害者や子育て世代などへの対象拡大も検討すると答弁いただいています。障害者向け住宅の中でも、特に独自の設計や配慮を必要とする車椅子住宅についても、できるだけ早く検討を進めていただきたいと思います。

既存の区民向け住宅を改修し、障害者向け住戸へ転用するには、バルコニー 出入り等の段差解消や玄関ドアの改修、風呂場・バスタブ及び洗い場の拡張、 便器の形状と手摺の位置の改修、洗面鏡の変更、流し台の高さの調整、廊下や キッチン・トイレ出入口等の有効幅員の確保など、ハード面で数多くの設計上 の工夫や配慮が必要となります。

今後、区民向け住宅については、転用試行中の特定公共賃貸住宅シティハイ ツ港南高齢型住戸の効果を検証した上で、車いす使用(常用)者を含む障害者 や子育て世帯など、住宅の確保に特に配慮を要する方への対象拡大を検討して まいります。

9) 電柱地中化の一層の促進を

電柱の地中化については、民間の力を最大限活用し、一層の促進をお願いしたいです。

区は、これまで民間開発事業等の機会を捉え、電線類地中化の整備を誘導してまいりました。また、昨年度からは、総合設計制度など都市開発諸制度を活用する開発においては、開発区域内の道路の地中化が義務化されました。

今後区は、この制度により、開発区域内にあわせ区域周辺の道路についても 地中化の整備拡大を図れるよう民間事業者と協議を行い、区、事業者との連携 により電線類の地中化を推進してまいります。

10) 赤羽橋駅前の駐輪場整備を

赤羽橋駅前の駐輪場整備を一刻も早くお願いします。駐輪場がないため、歩道は違法駐輪車で埋め尽くされ、郵便ポストの前も自転車でいっぱいで、通行の妨げになっています。近隣商店街からは、もう何年にもわたって改善を求める声が上がっています。

赤羽橋駅前周辺において、駐輪場用地の確保に向け、首都高速道路株式会社 や国道・都道管理者、東京都交通局に対し用地の借用について協議を行ってま いりましたが、候補地を見つけ出すことができず、現時点では困難な状況です。

今後も、これらの関係機関に候補地の情報提供を求めるとともに、様々な検 討を実施し、赤羽橋駅前周辺の放置自転車の解消に向け取り組んでまいります。

11) 古川の観光資源化を

古川を浄化して、船で通れるようにしたり、遊水できるような観光資源化を 目指して欲しいです。

これまで区は、古川沿いの白金公園や新広尾公園で水面に近いテラスの整備や河川清掃、さらには川底を整地することによる水質改善など、ハード・ソフトの両面から古川の環境改善に取り組んでまいりました。今年度から来年度にかけて、一の橋から将監橋の区間において川底の凸凹を整地する河床整正を行う予定です。

また、清流復活事業の一つとして、東京都下水道局の高度処理水を放流することによる水量確保に努めております。

さらに、開発事業等の機会を捉え、古川に沿って公園や水辺の散歩道などの整備を推進し、区の花である「アジサイ」を連続して植えつけるなど、水辺空

間の一層の充実を図っていくとともに、観光情報媒体や観光ボランティアガイ ドと連携し、古川の魅力を積極的に紹介してまいります。

今後もハード・ソフトの両面から古川の魅力を生かしたにぎわいの場の創出 に取り組んでまいります。

12) 自転車シェアリングの充電の改善を

自転車シェアリングの電池残量を利用者にわかるようにすべきです。また、 千代田区のように、充電基地を区内に設置すべきと考えます。

電池残量表示は、事業者にシステムの改修を要請してまいります。また、区内で充電基地の設置可能な場所を調査してまいります。

9、教育費

1) 芝浦小学校など学校の火災報知器の点検と取り替え

過去3年間で10件の火災報知器な誤報が起きています。また芝浦小学校においては、2019年の半年間で4件も発生しています。火災報知器そのものに不備がないか、また必要があれば必要な箇所全てを取り替えるべきです。調査にかかる費用、取り替えに掛かる費用の予算を求めます。

芝浦小学校の火災報知器の誤報への対応として、誤作動を起こした感知器を速やかに交換するとともに、その後に感知器のメーカーによる原因や設置状況等についての調査を行いましたが、火災報知機の誤報は複数の要因が重なり発生することが多いため、正確な原因の特定は困難であるとの結果でした。

芝浦小学校では、誤報が発生した場合には感知器の交換や設定変更等の対応 を都度行ってまいりましたが、短期間に複数の誤報が連続して発生したことか らすべての感知器について今年度中に交換します。また、誤報が発生した他の 学校においても、速やかに適切な対応を行ってまいります。

2) 水の事故から命を守る教育の充実を

着衣泳や溺れている人の救助法などの実技も含め、水の事故から命を守るための教育をすべての小中学校で実施できるよう、また親も含めて学べる機会を確保していただきたくお願いいたします。

夏に水の事故が全国的に発生していることから、港区では全ての学校において、体育等の授業で事故が起きた際に上衣を膨らませて浮く等の対応や、泳ぎ方についての知識を、DVD等の教材を活用して指導しています。また、緊急時の姿勢保持や立ち泳ぎの仕方等についての実技指導も行っております。

本来であれば、海や川等、水に落ちたことを想定し、実際に服を着たまま水面に浮かぶ練習をする、いわゆる着衣水泳を体験することが望ましいと考えますが、施設開放をしている学校では、着衣水泳を行うと水が濁り、実施後の水の入れ替えが必要となり利用者に影響が出てしまいます。そのため、現在、施設開放を行っていない13校で着衣泳を実施しております。

また、現在、スポーツセンターの指定管理者は、プール利用者の安全・安心を確保することを目的として、スタッフを対象とした独自の着衣水泳講習を実施しております。今後、指定管理者と協議し、着衣水泳など水難事故から身を守るための利用者向けの講習会について、検討してまいります。

3) LGBT 教育の指導を

LGBT 教育として、「多様性を尊重し、共に生きる。お互いを認め合う事」を教育の中に取り入れる事は非常に重要であると考えます。LGBT 教育は、人権教育の中で指導され、「偏見、差別を許さない意識と行動を身につけ、子どもたちにとってお互いを認め合い、自分の大切さと共に他人の大切さを認めることができること」としています。また性自認について、例えば、体は男性でも心は女性である事に気がついた時、肯定的に受け止められるようにする事が重要です。他人と違う事で自分を責めたり、中には自殺にまで至るケースもあるとの事で、発達段階に即した人権教育が急務であると考えます。今後も人権教育において、LGBT 教育の指導をお願い致します。

教育委員会では、LGBTを含めた、人権教育を推進するため、トランスジェンダーの方を講師に招くなど、年3回、全ての幼稚園、小・中学校の人権教育を担当する教員を対象とした人権教育研修を実施することで、教員が、子どもたちに多様な考え方の存在を認識させ、個性を尊重することの重要性を指導できるよう取り組んでおります。

今後も、学校の教育活動全体を通じて、人権教育の充実を図り、あらゆる偏見、差別意識の解消に取り組むとともに、全ての人の人権が尊重される社会づくりに向けて行動できる児童・生徒の育成に努めてまいります。

4) 不審者等の対応に向けた教育の強化を

先日の芝浦 2 丁目のコンビニ強盗、その後芝 5 丁目のコンビニ強盗の犯人が逮捕されて安心したところですが、親たちにとっては自分たちの子どもの安否が心配された事件でした。いつどこで現れるかもしれない不審者等に遭遇した時の対応については日頃から訓練している事と思います。今後、更に子どもたちへの教育の中で、学校外で不審者に遭遇した場合の対応について指導の強化をお願い致します。

各小学校では、警察署と連携して、ロールプレイを伴った「連れ去り防止訓練」を実施しております。また、各学校では東京都教育委員会から配布されている「安全教育プログラム」を活用し、子供たちに危険を予測し、回避する能力を育んでいます。具体的には、休み時間や登下校時に不審者に対応する訓練等を実施して、周囲に大人がいない場合でも、子供たちが自ら判断し安全に対応できるよう指導をしております。

今後も地域の方や保護者と連携をしながら安全教育を推進し、子供たちが地域・社会で安全に行動できる能力を育成してまいります。

5) 図書館の開館時間延長を

働き世代も子育て世代も利用しやすい図書館の開館時間延長をお願いします。

平成28年12月に区立図書館の土曜日における開館時間延長を行い、平日と同じ午前9時から午後8時まで開館しております。

これからも、区民をはじめとした利用者の要望やご意見をアンケート等でお 伺いしながら、区立図書館をより多くの方にご利用いただけるよう、様々な視 点から利便性の向上について研究してまいります。

6) 学習支援員制度の見直しを

これまでも何度も伺っていますが、担任と保護者の面談に学習支援員も同席

して一緒に学習計画について話し合いをすることは、必要なことだと思います。 多くの支援員も保護者も強く希望されています。学習支援員が業者に確認する と、予算の問題だと説明されることが多いようです。それぞれの子供のニーズ に応じて学習支援員の運用を柔軟にできるよう予算をつけたり、制度を見直し たりしてほしいと思います。

担任と保護者の面談に学習支援員が同席し、学級担任の指導方針を理解した上で支援することは、一貫性のある指導や支援をしていく上で非常に大切なことです。

学期に1回程度行われる面談の際に話し合われた内容については、学級担任 から学習支援員に伝え、指導の方針を共有した上で、学習支援員は日々の支援 を行っています。

また、保護者からの要望がある場合、学校を通じて教育委員会に申し出ることで、面談に学習支援員を同席させることも可能です。

今後も、保護者の思いを受け止めながら、学校・保護者・学習支援員が連携 し、子ども一人ひとりに合わせた支援及び指導の充実を図ってまいります。

7) 天才教育の対象、分野の拡大を

今年の夏に、芝浦工大で実施された「プログラミング教育」は素晴らしかったです。今後も続けて欲しいです。また、対象を中学生や、特別支援学級の児童生徒へ拡大して欲しいです。

また、プログラミングだけでなく、アートやスポーツなどにも分野を広げて 欲しいと思います。

特別支援教室利用者を対象としたプログラミング学習会については、今年度の内容を参考に実施してまいります。特別支援教室利用者は、相対的に小学生が多いため小学生を優先して実施してまいりますが、中学生を対象とすることについても検討してまいります。なお、特別支援学級の児童・生徒への対象拡大には、プログラミングを特別支援学級の児童・生徒に適合するように指導できる指導者を確保することが課題と捉えています。

また、分野を広げることについては、アートやスポーツは、発達障害などの ある児童・生徒にとっても感情の表し方や体の使い方を学ぶ上で有効であり、 楽しむことにより情緒の安定が図られるものと認識しています。アートやスポーツなども含めた教育についても実施内容や連携先を検討してまいります。

8) 学校給食の「食物アレルギー対策マニュアル」の改善を

食物アレルギーを持つ子供が増えています。港区でも昨年度、「区立幼稚園、小中学校における食物アレルギー対応マニュアル」を作成されたと思います。 こうしたマニュアルを作っていることを区内外にきちんと示すためにも、HP などで公開すべきと考えます。

また、食物アレルギー除去食ではなく代替食を求める声や、食べられずにお 弁当になった日の分の給食費の返金を求める声もあります。実際に、町田市な ど実施している自治体もあります。これから、アレルギーを持つ子供がますま す増えていくであろうことや、そうしたニーズにもきちんと応えていくべきと 考えます。また、せめて返金については、給食費の公会計化と合わせて、きち んと行うべきと考えます。

そして、将来的には、給食費の無償化を検討すべきと考えます。

教育委員会では、平成31年1月に作成した「区立幼稚園・小中学校における 食物アレルギー対応マニュアル」について、現在、内容の充実のための改定作 業を進めており、改定後は区ホームページでの公開を予定しています。

また、学校給食における食物アレルギー対応は、国の指針に基づき原因物質をすべて取り除く完全除去対応の除去食提供という方法をとっています。

代替食を提供する場合、除去した食物に対して何らかの食材を提供することになり、安全性の確保の観点から、代替食を調理するためのスペースや設備、人員が必要となります。また、代替食の場合、低学年児童が、自分がアレルギーということを自覚せず、誤って類似の通常食のおかわりをする恐れもあるため、今後も、除去食の提供により、学校給食の安全性を最優先とした対応を進めてまいります。

なお、給食費の返金に関しては、アレルギーにより毎日弁当を持参する場合は、毎月の徴収を行わない旨を、学校関係者と協議して作成した、学校給食会計マニュアルに明記していますが、その他の返金に関する要件については、今後も学校関係者の意見を伺い、他自治体の状況等、調査研究してまいります。

学校給食の無償化については、学校給食の食材費は、学校給食法に基づき保護者の負担と定められていることから、保護者負担軽減の促進のため、国の責任において学校給食の無償化を実施するよう、国へ要望してまいります。

9) 留学支援の拡充を

オーストラリアの派遣事業の報告会に先日、伺いました。素晴らしい事業だ と思います。

すでに倍率が3倍くらいですが、これから港区の小学生の人口が1、5倍になることを考えれば、その定員枠を拡大すべきと考えます。

また、オーストラリアに限らず、様々な国に対象を広げるのも良いと思います。 小・中学生が無理なら、高校生でも良いです。海外留学のチャンスを多くの子 供達に与えてあげるべきだと思います。ぜひ検討していただきたいと思います。

港区小中学生海外派遣の定員については、現在小・中学校各 40 名ずつで行っていますが、州の方針で交流先の現地校の受入れ人数が 1 校あたり 20 名であることや、学校間の距離が離れているため、受入れ先の学校を新規で確保することが難しい状況です。

こうしたことから、小中学生の定員の拡大は現在検討しておりませんが、教育委員会では、オーストラリアでの現地校プログラムにおいて、現地校の児童・生徒と少人数グループで学ぶ機会を増やしたり、なるべく多くの教科を体験できるように時間割を工夫したりするなど、内容の充実を図っております。

高校生については、文部科学省が平成25年に開始した「トビタテ!留学ジャパン」や、東京都教育委員会による都立高校生を対象とした「次世代リーダー育成道場」のほか、私立高校においてもそれぞれの留学プログラムが実施されるなど、留学機会拡大の取組が進められています。

教育委員会では、まずは小中学生の海外派遣事業に取り組んでまいります。

10)幼稚園の「幼保無償化」について

「幼保無償化」がスタートしますが、区立幼稚園の3歳児クラスの抽選漏れ した子供の家庭に対しては、何の補助もない点がとても問題だと思っています。 3歳児以上の幼児教育は無償になったのに、そこに入れないというのは、平等 性の観点から見ても大きな問題です。 保護者が保育認定をうけられる場合は良いですが、受けれない母親の場合、入れなかった子たちは、保育園にいくこともできず、行き場を失います。そうして、今でも幼稚園の空きを待って補欠登録している子供が10人程度います。習い事で毎日の予定を埋めたり、様々な努力をして、3歳児に必要な集団保育の機会などを提供しようとしていますが、そこに対して一切の支援がないというのは、ひどいことだと思います。

空いている区立幼稚園3歳児クラスに入ってもらうための送迎支援を導入する、または、認可外保育園や認証保育所へ通う場合、保育認定がなくても同様の補助を受けられるようにするなど、何かしらの支援を検討すべきと考えます。

教育委員会ではこれまで、3歳児を中心に区立幼稚園定員の拡大を進め、10年間で3歳児355人の定員拡大を図りました。これにより、3歳児定員に空きのある幼稚園も出てきていますが、区立幼稚園の抽選に漏れた方の中には、幼児教育・保育無償化の対象とならないため有料で認可外保育施設を利用する方や、在宅で保育をする方がいることは認識しております。

このような方々に対しては、幼児教育施策の参考とするため、現在の保育状況や今後の意向などを個別に伺い、各家庭の声を丁寧に汲み取るよう努めてまいります。併せて、現在、3歳児定員に空きが出ている区立幼稚園への入園をご案内してまいります。

また、幼稚園を希望している方に対して、今後も公私立幼稚園全体での受入体制の確保をさらに進めていく必要があると考えており、引き続き、区立幼稚園の入園希望に応えられるよう検討するとともに、私立幼稚園に対してもより多くの港区在住幼児の受け入れと、定員拡大等の要請を行ってまいります。

11)学校図書室に音声教材の整備を

発達障害のあるお子さんなどにとって、音声教材は非常に重要な学習支援になると思います。必要な子を見つけ出し、アクセスできるようにするために、学校図書室などに音声教材をダウンロードしたものを用意しておくなどの配慮が必要かと思います。

現在、特別支援教室を利用している読むことが苦手な児童・生徒を中心に、 文部科学省から無償で配布されている音声教材を導入し、指導支援をしており ます。

今後は、特別支援教室を利用していない児童・生徒も必要に応じて活用できるよう、特別支援教育に関する情報交換を行う特別支援教育担当者会において、 音声教材の効果や活用方法などについて周知してまいります。

また、教育委員会のホームページから、文部科学省が無償配布している音声 教材をダウンロードできるようにすることで、子どもが読むことに困難さを抱 え悩んでいる家庭のもとに、音声教材が届くようにしてまいります。

12)幼稚園の「サポート保育」のお昼寝の廃止の検討を 幼稚園の場合、私立でもお昼寝はなく、やめてほしいという声もあります。 こうした、保育施設でのお昼寝見直しの動きが全国的に広がっていることを、

園長会などでも情報共有し、調査研究してほしいと要望します。

区立幼稚園では教育時間の終了後等に実施しているサポート保育において、 長時間遊びに没頭する幼児の心と体の負担に対する配慮として、休息を目的と した昼寝を実施していますが、一方では年齢に応じて幼児の負担への配慮は必 要なくなることも認識しています。

現在、全ての区立幼稚園において5歳児の後半に、小学校生活への移行を見据え、生活のリズムを整えられるよう、徐々に昼寝を実施しないようにしています。

今後は、幼児期の成長、発達の個人差に応じた、サポート保育における昼寝 を含めた幼児期の適切な休息の在り方について、園長会でも情報共有をすると ともに、調査研究をしてまいります。

13)「ダイアログ・イン・ザ・ダーク」と小学校の連携を

今年の夏、港区・竹芝に「ダイアログインザダーク」など3つの、障害者に アテンドしてもらい障害の世界を体験する施設がオープンします。港区の小学 校でもぜひ連携していただき、多くの子供達に体験してほしいと思います。 幼児・児童・生徒が、障害者や高齢者と出会い、様々な困難さについて直接 体験していくことは子どもたちにとって重要な学びであると認識しています。

今年度 10 月に御成門小学校で開催した副校園長研修会では、視覚障害者のアテンドに導かれて真っ暗な世界を体験する「ダイアログ・イン・ザ・ダーク」や聴覚障害者のアテンドに導かれて音のない世界を体験する「ダイアログ・イン・サイレンス」を、区立幼稚園、小・中学校の副園長、副校長が体験しました。

来年度、こうした体験を区内の多くの子どもたちが体験できるよう、各幼稚園、小・中学校へ周知する他、具体的な連携について検討してまいります。

14) 港区立中学校での難聴学級の開設を

港区立中学校で、難聴学級の開設を、ぜひよろしくお願いいたします。

聴覚障害のある児童・生徒への教育的支援体制の充実を図るため、令和2年 4月に御成門小学校に設置している「ことばときこえの教室」内に中学校の難 聴学級の設置を予定しています。

15)スクールローヤー制度の導入を

港区では学校に弁護士がついていますが、子供の側にはついていません。SNSトラブルやいじめ、暴力、性被害、虐待など、子供が巻き込まれる事件は様々で、弁護士相談が必要なケースもあります、また、深刻になる前に予防する知識が、本人だけでなく、保護者や学校関係者にも必要だと考えます。これまでにも、ずっと要望してきていますが、弁護士によるそうした普及啓蒙、相談支援にアクセスできる環境整備をお願いします。

教育委員会が実施している学校法律相談は、区立幼稚園、小・中学校における法律問題について、学校長・幼稚園長が専門知識を有する弁護士に直接相談できる制度で、問題が発生した際の対応について、弁護士を講師とした校長・園長対象の研修会も行っています。

学校法律相談制度は、児童・生徒や保護者が直接弁護士に相談できる制度と はなっておりませんが、いじめ等の子どもに直接関わる問題の児童・生徒や保 護者からの相談は、教育センターや子ども家庭支援センターで受け付けている ことに加え、子ども自身が相談しやすいように、スマートフォンや携帯電話、パソコンを使って相談できる「みなと子ども相談ねっと」を開設しております。 今後は、子どもだけでなく保護者向けの相談ねっとシステムの導入についても 検討してまいります。

一方、いじめ等の子どもに直接関わる問題の未然防止や早期対応に向けては、 教員・保護者向けに隔年で「いじめ防止に関する講演会」を実施するとともに、 児童・生徒へは月1回の生活に関するアンケートを実施することで、教員に悩 みを相談しやすい環境を整えています。

また、各弁護士会においても、子どもに関するさまざまな問題等について、子ども本人又は保護者等から相談を受け付ける窓口を開設しております。区は昨年度に引き続き東京弁護士会と共催で「いじめ・児童虐待防止講演会」を実施し、そのチラシでは、東京弁護士会の子ども向け相談窓口「東京弁護士会子どもの人権 110 番」について掲載いたしました。加えて、今年度は新たに港区子育てハンドブックにも、相談先の一つとして東京弁護士会子どもの人権 110 番を掲載し、周知しております。今後、さらに子ども向け啓発リーフレットに弁護士会が開設する相談窓口を掲載するなど、様々な相談窓口を子どもや保護者に広く周知してまいります。

16)防犯ブザーの改善を

古くて壊れやすく10年以上変更のない区立小学校の防犯ブザーを、GPS 付きの最新型の物へ変更して欲しいです。学童クラブの児童にのみ、入退室が保護者に通知される GPS が配布されましたが、犯罪に巻き込まれる可能性があるのは学童クラブの児童に限らないことは、日々の港区の「安全安心めーる」で通知される不審者情報などからもわかることです。また、いじめや虐待の相談など、子供がメール相談できるシステム「みなと子ども相談ネット」がありますが、インターネットを親にわからないように使えるようになる前の年齢の子どもたちの SOS が届きません。防犯ブザーを押すだけでいい、しゃべるだけでいい SOS システムを付与するなど改善の余地があります。

区では、「子ども110番事業」や「青色防犯パトロール」また、「ながら 見守り連携事業」など児童の登下校を見守る対策を実施しています。 その他、児童・生徒への防犯ブザーの配付のほか、緊急メール配信システムの 導入や、モニター監視、録画機能を備えた、通学路に向けた防犯カメラの設置 等、様々な安全・安心対策を講じています。

さらに、今後は、各地区総合支所との情報共有を図り、町会・自治会・商店 街の防犯カメラの設置動向を把握するとともに、通学路点検を実施した際の危 険個所の情報を基に、防犯カメラの設置が必要と思われる通学路への設置の協 力を、各総合支所と連携しながら、町会・自治会・商店街に依頼していきます。

GPS機能を使用した防犯ブザー等については、引き続きPTAや学校関係者の意見も聞きながら、調査、研究していきます。

また、いじめや虐待等に関する相談については、「みなと子ども相談ねっと」のほか、子ども自身が電話や子ども家庭支援センター等の相談窓口でも相談ができることを記載した子ども向け啓発リーフレットを、区立小・中学校を通じて配布しているほか、みなと区民まつり等での配布により周知しています。今後も子ども達に、身近な大人へSOSを出せる方法を様々な機会を捉えて周知してまいります。

17) 国際バカロレア校、中高一貫校の導入を

本当にグローバルな人材を輩出していかなければならない港区で、国際バカロレア校は必要です。国際バカロレア認定のインターナショナルスクールと協力するなどして、区民枠も作るなどしてスタートさせて欲しいです。硬直した日本の教育制度を変えるためにも必要と考えます。

また、子供の成長、教育環境、周囲の私立学校との兼ね合いを考えても、必要なのは小中一貫校ではなく、中高一貫校であり、ニーズもそこにあります。 東京都と連携して、公立の中高一貫校の創設をお願いします。

国際バカロレアは、世界共通の大学入学資格及び成績証明書を与えるために開発された教育プログラムです。

区内においても、現在、一部のインターナショナルスクールが国際バカロレ ア認定校となっておりますが、これらは学校教育法第一条に規定される学校と しての要件を満たさず、就学義務履行の対象とならないことから、区民枠を設 けるなどの取組は考えておりません。 また、区立学校が国際バカロレア認定校となるためには、学習指導要領が定める各教科の教育内容に加えて、国際バカロレアのカリキュラムを合わせて指導していく必要があり、指導できる教員を確保するなど検討すべき課題も多く、認定を受けることは相当な困難が伴うものであると考えております。なお、区では、国際社会に対応する教育を推進するため、文部科学省の特例認可を受け、いち早く小学校1年生から英語を用いた国際理解教育を展開しています。この取組は、国際バカロレアの理念である多様な文化の理解と尊重を通じて、平和でより良い世界の実現のために貢献する人材を育成することと同様の目的を持つものと捉えております。

以上のことから、現時点において、区立学校への国際バカロレアの導入も考えておりませんが、国際化に対応した教育の一層の充実に向け、今後も取り組んでまいります。

中高一貫校の創設については、既に設置している区が課題として挙げる、教 員の確保が難しいことや、区立中学校と比較して人件費や維持管理費等の負担 が大きいことなどから、引き続き研究課題としてまいります。

18) 不登校児童のために学習の映像配信を

いじめや入院など様々な理由から不登校になる児童生徒がいます。全国的にフリースクールが増えるなど、人間関係や学業が苦になるようであれば無理して学校に行かなくても良いと考える保護者も増えています。しかし、学業で遅れをとらないように、またきっかけがあればクラスに戻りたいと思っている子どもたちの背中を押すためにも、ICTを活用して、学習内容を映像配信するシステムを導入すべきと考えます。

現在、不登校の児童・生徒に対しては、各学校で個別の支援方針を立て、学習サポート、適応指導教室への通室を通しての学校復帰支援など、様々な支援を行っております。

不登校児童・生徒が自分の学級での授業をライブ配信で受けとることは、学 力の保障はもとより、学級への所属意識を高める効果があると考えられます。 現段階では、教室で授業に参加している児童・生徒の発言等は、個人情報にな ることから、そのまま実施することはできないと考えておりますが、今後、実 現に向け、様々な課題の解決を図り、研究してまいります。